

第百二十三回国会
衆議院

外務委員会 議 録 第 三 号

平成四年三月六日(金曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長 麻生 太郎君

理事 新井 将敬君

理事 浜野 剛君

理事 宮里 松正君

理事 土井たか子君

理事 石原慎太郎君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 長勢 基遠君

理事 松浦 昭君

理事 伊藤 茂君

理事 川島 實君

理事 元信 堯君

理事 玉城 栄一君

理事 和田 一仁君

出席國務大臣

外務大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

法務省民事局長 清水 湛君

外務大臣官房長 佐藤 嘉恭君

外務大臣官房審議官 津守 滋君

外務大臣官房審議官 島中 篤君

外務大臣官房領事移住部長 荒 義尚君

外務省アジア局長 谷野作太郎君

外務省経済協力局長 川上 隆朗君

外務省条約局長 柳井 俊二君

外務省国際連合局長 丹波 實君

委員外の出席者

警察庁警備局外事第一課長 奥村萬壽雄君

法務省入国管理局警備課長 大久保慶一君

厚生省保険局国民健康保険課長 辻 哲夫君

運輸省海上技術安全局船員部労働基準課長 鈴木 朗君

運輸省航空局飛行場部新東京国際空港課長 高橋 朋敬君

労働省労働基準局労働管理課長 澤田陽太郎君

労働省職業安定局業務調整課長 吉免 光顯君

建設省建設経済局建設振興課長 尾見 博武君

建設省建設経済局建設振興課長 尾見 博武君

外務委員会調査室長 市岡 克博君

委員の異動
二月二十七日
辞任 和田 一仁君 補欠選任 塚本 三郎君
同日 辞任 和 田 一仁君 補欠選任 塚本 三郎君
三月六日 辞任 塚本 三郎君 補欠選任 和 田 一仁君
同日 辞任 長勢 基遠君 補欠選任 萩山 教蔵君
同日 辞任 五十嵐広三君 補欠選任 元信 堯君
同日 辞任 萩山 教蔵君 補欠選任 長勢 基遠君
同日 辞任 元信 堯君 補欠選任 五十嵐広三君

二月二十七日

第一類第四号

外務委員会議録第三号

平成四年三月六日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

○麻生委員長 これより会議を開きます。
旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川島實君。
○川島委員 私は、ただいま議題となっております旅券法の一部改正に関する法律案についてお尋ねをいたしたいと思います。
政府は、今回の法律改正について、その理由として、一つには近年の国際化傾向に当たり旅行者が千九十九万人を突破したこと、二つには旅券発給窓口の混雑、事務量の膨張、管理事務の複雑化等を改善するため、三つには国民へのサービス向上、行政の向上に努めるとしておりますが、一方、旅券手数料の二五%の値上げや、罰金刑の罰金を十萬から三十萬に引き上げようといったしております。
次に、手数料を八千円から一万円に値上げする

理由としては、昭和五十三年以来十三年間そのままだった、この間公務員の給料が五〇・三%伸びた、さらに消費者物価も四一・九%伸びたと言っております。

政府の資料で明らかによろしく、昭和五十三年度の旅券の手数料の収入は百三十億七千六百八十六万四千円であったのが、平成二年度には実に二六九%アップの三百五十一億六千六百六十九万一千円になっており、これに見合うだけのサービスが国民が今まで受けられなかった、こう推測してもやむを得ないのではないかと申すわけでございませう。今回の値上げにより、平年度で国が七十四億円、都道府県が二十四億円の増収になるわけでございしますが、どんなサービスが提供されるのか、この点について以下お尋ねをいたしたいと思うわけでございします。

今回、国民に対するサービス向上をいたしまして、いろいろと言われているわけでございしますけれども、まず指摘をいたしたいのは、受付、交付についての窓口の増加をできないものだろうか。例えば、地方の時代と言われているところ、地方の住民要求が数あるわけでございまして、県民サービスセンター、職安、百貨店等の多く人通りのあるところへ出前でサービスをする制度が非常に進んできております。さらに、行革審の発言の中でも、郵便局でそういう窓口を設けたらいいのじゃないかという発言もありました。

さらにまた、有効期限がアメリカやイギリス、ドイツ等は既に十年になっているわけでございしますけれども、今回は五年になっている。これらはまだサービスが行き足らないのじゃないかという気がいたしますし、手続の簡素化を図るために、今外務省と都道府県と二通同じことを書かされているわけでございしますけれども、これを一回で済むような方がとれないものだろうか。まずこの点についてお伺いをしたいと思います。

○荒政府委員 お答え申し上げます。
最初に御指摘の旅券窓口の拡充の件でございしますけれども、私どもとしましては国民負担の軽減

及び行政サービスの拡充ということで、旅券窓口の増設についての必要性を十分認識しております。これまでも都道府県と協議の上逐次増強を図っております。平成元年には百九十四カ所でございましたけれども、現在は二百二十八カ所に増えております。その他数カ所の増設が現在検討されております。私どもとしては、今後とも一層の窓口の拡充を図ってまいりたいというふうに思っている次第でございします。

それから旅券の有効期間の件でございしますけれども、これは平成元年の改正のときに従来二年であったものを五年にしようとしたわけでございします。それを十年にしたかどうかという御意見がございしますけれども、我々としては今即座に十年にするにはいろいろ検討を要する点がある。例えば十年間に人の容貌が変わって申請人の同一性の確認が難しくなるといふようなこと、それから旅券冊子の摩耗といふこともございまして、旅券の品質の面でそういうことが可能かどうか等々いろいろございします。したがって、今一挙に十年というのは困難でございしますけれども、我々としては、諸外国でも十年を導入している国がございします。引き続き諸外国の例等を調査研究させていただきたいというふうに思っている次第でございします。

○川島委員 次に、変造旅券についてお伺いをいたしたいと思ひます。
現在日本の旅券が一通一万ドルで売買される、こういう形で、昨年で三十四件七百七十七通が実は盗まれているわけでございしますが、そのうち七十七通が不正使用されていると言われていたわけでございします。そこで、今回のこういう改正に当たってこれらがなくなる、こういうふうな考えてよろしゅうございしますか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。
確かに最近盗難、紛失の件数が非常にふえておりまして、また偽造、変造ということもございします。いろいろ対策を講じておりまして、今回の旅

券法の改正とは直接法律的に關係ございせんけれども、我々としては本年の十一月一日に新しい機械読み取り旅券というものの導入を検討しております。そこにはいろいろな変偽防止の技術を盛り込んでございします。

また、盗難、紛失の方でございしますけれども、これにつきましては海外に出かけられる国民の方々の注意を一番喚起していただくということ、種々の啓発活動を行っているところでございします。

○川島委員 次に、常に旅行者が不満を持っているというのは、出入国の管理事務で非常に並べられる。今大型機ですから、一挙に二便も来れば本当に長時間長い列をつくらなければならぬわけだ。ございしますが、こうしたことが解消されるのかどうか。この辺の見通しについてお伺いをいたしたいと思ひます。

旅行者のほう一つの問題は、持ち物です。旅行かばん等が近年キヤスターがついてガラガラ引けるものですが、あれの取り扱いが悪くて穴があいてしまふ。せっかく楽しんで旅行をして、一回こっぴどく破損されてしまふという事故が非常に多いわけでございしますが、この辺の配慮がどのようになっているのか、一遍お伺いしておきたいと思ひます。

○荒政府委員 お答え申し上げます。
最初に御指摘の混雑の緩和の件でございしますけれども、先生御承知のように、最近日本から海外渡航する人の数が非常に急激にふえておりまして、空港で出国手続をする要員の数の方が追いつかないという状況にあるわけでございします。

そこで、先ほどもお話ししました機械読み取り旅券、これが導入されますと、日本から海外渡航する際の出国手続あるいは帰国の手続の時間短縮が見込まれるということが一つございします。それから、同じく機械読み取り旅券の導入によりまして、日本から海外に赴く国民の方々、特に現在アメリカの各地の空港におきまして、入国の際二時間、三時間待たされるケースが出ておりますけれども、アメリカでは現在MRPという機械読み取り装置を各空港に設置しておりますので、海外旅行に行く際にもそういう混雑の緩和が期待されるということでございます。

それから、荷物バッグの破損の点について御指摘ございましたけれども、これは私どもも直接担当しておりませんけれども、これから関係省庁の方と御指摘の問題について早速検討させていただきますと思ひます。

○川島委員 次に、今回導入をいたしますMRPについてお尋ねをいたします。

こういう新しい機械を導入いたしますと、故障が心配されるわけです。一たん故障すると迷惑するのは旅行者でございします。そういう故障したときの対策がどのように講じられておるか。例えば、こういうコンピュータ系は雷等で停電になると一瞬間にデータが消えてしまふとか、そういう事故もあるわけですが、そういう点についてどういう対策が講じられているかお伺いをしておきたいと思ひます。

さらに、生年月日だと有効期限だと国籍、氏名等がこの下のスライド部分に入りますけれども、こういう関係で個人のプライバシーについて非常に心配をされる人々が多いわけなんです。その辺のことについてどのような対策が講じられているかお伺いをいたしたいと思ひます。

○荒政府委員 最初に、MRP導入に伴います関係機器の例えば停電の場合の対策がどうなっておるかというお尋ねでございしますけれども、MRPの機械については、現在ほぼ開発を完了しておりますけれども、引き続き細部の検討をやっております。そこでございしますが、いざいざしましても、例えば停電時におきまして事務の混乱あるいはデータの消失がないよう、例えば電源については予備の電源を用意する、それからデータについてはバックアップデータと申しますか、予備のデータをあらかじめ確保する等の措置を今後講じていきたいというふうに思っております。

それから、第二点のMRP導入に伴います個人

情報のプライバシーの保護でございます。先生御承知の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の法律、これによりまして、私どもとしても厳しく管理運用をしております。提供する場合につきましては、同じく同法の規定にのっとり合理的な提供理由の提示がある場合に限り、またかつ提供する情報についても、先ほどの法律の範囲内で厳格に提供しておることとさせていただきます。

○川島委員 次に、運輸省もお見えになっておりますので、成田空港、我が国の玄関と言われているわけですが、この設備が存外皆さんに評判が悪くて、値段の高い駐車場とか、カウンター付近のスペースの混雑、税関手続終了後の待合室のスペースが狭いとか、一番問題になっておりますのは、今旅行者が乗り継ぎで国内から国外へ出る場合、それから帰ってくる場合、あそこで五時間なり六時間待たされる場合があるわけですが、荷物だけは最終のところへ全部行くわけですから、途中で出るわけにいかないわけですね。五時間、六時間、実はカウンターぐらゐの小さな飲食のスペースしかなくて、すぐ目の前に見えているすしだとか和食だとか食べたいものがない、並んでいゝのですが、全然食べることができない、本当にインスタントばかり、こういうことで、食べ物に関しては昔から怖いと言われているのですが、非常に評判が悪いのです。この辺のところも今回こういった値上げで改善されるのかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○高橋説明員 お答えいたします。

新東京国際空港は、一本の滑走路と一つの旅客ターミナルビルで供用されておりますけれども、現在十二万回の離発着、それからお客様につきましては、出と入り、合わせまして二千万人という状況でございます。既に空港能力の限界に達しているという状況にあるわけです。

このように旅客待合室が大変混んでいるとか、また全体的にスペースが少ないために、いろいろな利便施設がつかないといったような状況もあるわけでございます。そういう意味では利用客の皆様には大変御迷惑をおかけしているというふうに感じております。

このため、残る二本の滑走路と新しい旅客ターミナルビルの完成を急いでいるわけでございます。第二旅客ターミナルビルにつきましては、滑走路の完成に先行いたしまして本年末に供用を開始することになっております。これによりましてターミナルビルの混雑の抜本的改善を図ることができるようにはなっていないかと思っております。

今先生御指摘の乗り継ぎ客の場合でございますけれども、現在は出国の待合室とかサテライト内のロビーということで三階部分、四階部分で待っていたらいいというわけでございますが、その際、先生御指摘ございましたように、簡単な食事はできませんけれども、ターミナルの中の食堂を利用する場合には許可を得て入っていただくというふうなことでございます。新しい旅客ターミナルビルの場合には、乗り継ぎ客の方々にも本格的な食事をしていたらいいようなそういう店舗配置も考えております。

また、第一旅客ターミナルビルにつきましても、第二ビルができました後、この改修に着手しようと思っております。その際は、第二ビルと同じような考え方で、乗り継ぎ客のお客様にも本格的なお食事がしていただけるような、そういった施設配置も考えていきたいと思っております。

空港の整備というのは施設利用料で賄ってあるわけでございますけれども、今後とも、二本の残る滑走路の早期完成などにあわせまして、空港サービスの低下を招かないように最大限の努力をしてみたいというふうに考えております。

○川島委員 時間が三十分縮んでおりますので、ひとつ答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

次に、旅行先における旅券の盗難が非常に多く

なっている。昨年私もスペインへ行きまして、一日に四件ぐらい盗まれて、こう言っているわけですが、大使館における再発行等のそういうサービス部門が今回向上されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○荒政府委員 海外におきまして、邦人の方が旅券の盗難あるいはその他の理由で紛失した場合でございますけれども、二つのケースがございます。紛失された方が緊急かつ直接に帰国する必要がある場合には、在外公館限りで帰国のための渡航書というものを発給しております。その際の身元確認につきましては簡略化しまして、運転免許証であるとか旅券のコピーがあれば結構ですけれども、何もない場合でも現地の身元保証人があれば緊急発給をするということで、我々、国民のためのサービスの充実に心がけておるつもりでございます。

また、直接帰国しませんがスペインからフランスに行くという場合ですと旅券が要るわけですが、これも、その場合につきましても、本省との確認の時間となるたけ少なくて、通常一週間くらいかかるのでございませうけれども、私どもとしてはケース・バイ・ケースになるたけ早く出すということで現在やっております。

○川島委員 次に、日本の国際空港で入国拒否というのが非常に多くなっているわけですが、昨年八十一カ国、二万人。こういう状況を外交問題として、多い国は相手国といういろいろ協議しながら、向こうを出る前に何とかとめる方法がないものだろうか、こういう気がするわけですが、そういう努力がなされておるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

さらにまた、外国人の船員の関係も新聞等で大きく報道されているように、二百八十八隻の上陸禁止、こういうようなことで、年々不法就労といえますか、現在は船員手帳があれば旅券がなくても、結局船長が一括して上陸許可をもらえば、そのまま入れるということになるわけですが、途中でどこかへ逃げていってしまう。これらの問題点

についても、もう少し相手国と十分な話し合いをして、そういうものを水際でとめたらどうだろうかという気がするのですが、その辺のことについてはどのように対応されておるか、お伺いをしたいと思います。

○荒政府委員 お答えいたします。

近年、外国人の我が国への入国の急増、なかなか不法入国というものが逐増している状況につきましまして、私ども外務省としても大変深刻な事態であるというふうな受けとめておりまして、例えば以前、パキスタンそれからバングラデシュから異常に急速に入国者がふえ、かつ我が国において不法滞在をする者がふえるというケースがありまして、そのケースにつきましまして、先方政府と急遽協議いたしまして、査証免除取り決めに一時停止するという措置をとったことがございます。

それからまた、一般的な話でございますけれども、我が国在外公館におきまして、査証の発給につきましまして、査証の審査する、あるいは必要な場合には先方政府と話し合つて、旅券の発給あるいはその当該国からの出国につき、先方政府としてできる限りの措置をとるよう申し入れてやっております。次第でございます。

○川島委員 次に、外国人の不法就労についてお尋ねをいたしたいと思います。

最近のテレビや新聞等で、上野公園その他の公園に非常に外国人がたむろしている、そういう姿が見えるわけでございますけれども、不法就労の数も、データが出ております。昨年、一九九〇年で二万九千八百八十四人、ここ十年ぐらゐの間に十六万とも言われているわけですね。そういうつかめてくるデータも、ホステスに四千六百八十五人のうちの五五％、それから男性一万六千八百五十二人のうち、工員だとか建設作業員に約四五％から四〇％、あとの人たちはわからない、こういうことでございませうけれども、こういう不法就労者の、ときどき警察は逮捕しているわけですが、けれども、こういう逮捕するときの基準とかそういう実績とか、そういうものについてまずお伺いを

しておきたいと思うわけです。

まず問題として、野放しになっているその人たちを法務省なり外務省なり警察庁なりが、もっとやはり各省庁、ほかにもいろいろ使っている建設省だとかいろいろあるわけでございますけれども、力を合わせて何とかどこかでチェックする機関を設けるべきじゃないかと思うわけです。

私も外国へ行きますと、お金をかえるときにパスポートを見せたり、ホテルで見せたり、ちょっととした買物のときにはパスポートを見せたりと、いろいろな形でチェック機関があるわけでございまして、日本は法治国家と言われながら、入国してどこかへ行つて、出国する数が毎年非常に大幅に差があるにもかかわらず、全然この省庁もそれをチェックしようとしていない、そういう努力をする協議すらしていないという状況でございませうけれども、これらについてどうにお考えになるか、各省庁にお伺いしたいと思います。

○奥村説明員 お答えいたします。

警察といたしましては、不法就労の取り締まりにつきましては、密航ブローカーが介在をいたしましたりあるいは外国人登録証明書等の文書偽造が伴うような悪質な事案を重点として取り締まりを進めているところでございます。また、捜査に当たりますと、個々の事案の内容に応じた措置をとっておりますが、逃走や証拠隠滅のおそれが認められるような場合には、逮捕するなど必要な措置を講じておるところでございます。

それから、不法就労外国人の各県別の検挙状況はどうかというお尋ねでございますが、警察では現在、入管法違反で検挙した来日外国人のうち、不法就労者としての統計はとっておりません。したがって、不法残留あるいは不法入国等を含めました入管法違反全体の送致件数及び人員についてお答えいたしますと、平成三年中の同法違反の送致件数は二千三十二件、送致人員は千七百九十五人でございます。

○大久保説明員 入管局における不法就労者の摘発体制についてお答えします。

入管局におきましては不法就労者に対する対応というのは全局挙げて熱心に行っております。それで、御指摘のように、入管局だけでは対応し切れない分ございまして、警察とか労働基準監督署など関係機関との密接な連携を強めて一層努力しよう、このように努めております。

それで、入管局においてやる場合には、悪質な事案を重点的にやるということで常時摘発体制をとっております。入管局の入国警備官はパスポートの提示を求めることができますので、折に触れ上野あたりあるいは原宿あたりに行きまして、外国人からパスポートの提示を求めてそれを見て、不法残留者等の摘発に努めております。そしてさらに、人権侵害や売春事犯とか周辺住民に影響を及ぼしているような事案の摘発も行っております。

そしてさらに、不法就労者が集中的に集まっているという場所、特に東京、大阪、名古屋周辺につきましては、他の局からの応援を求めるなどして集中摘発努力期間を設け、年間四回ぐらいにわたって摘発しております。

以上です。

○川島委員 私が言っているのは、今の行方不明になる数が毎年ふえている、十六万人だと言われている、テレビや新聞では大々的に、法があるかないかわからぬような状況に日本がなっているというのを指摘されているわけです。だから法務省なら法務省が中心になって英知を集集すべきだと思っております。これに対しての決意を一遍聞きたいと思っております。

例えば、建設省が公共工事等で下請を使います、その下請の中に、毎日来る日報で、どういう職種でどういう人たちが来るかというのは現場監督は全部押さえているわけです。そこで外人登録の人が来れば、それが日系の外国人であるとか不法就労者であるとか全部チェックができるわけです。だから、そういう形で皆さんが英知を集集していただきたいと要望したいわけでございます。

さらにまた、新聞等が出ております、外国人の不法就労者の結婚で子供が生まれた場合に、届け

出に行くとか強制送還されてしまうから、いろいろ人権上の問題が言われているわけですが、今日ではいろいろそういうことについての対応がきちとなされていくやに聞いているわけですが、その辺のこととか、さらに、そういう不法就労者でも労災事故が起きた場合には適用している、そしてまた健康保険等が実際には使えないわけでございますけれども、人道上そういう組合健保を使わせている。実際現金で払うと医療費が倍になるといふのも非常に矛盾は言われているわけでございますけれども、そういう救済策も行っている、こういう話を聞かれていますけれども、その辺のところの事実関係についてお伺いをしておきたいと思っております。

○尾見説明員 外国人就労の問題でございますが、実態の把握も含めましてなかなか難しい問題だといふふうに認識しているところでございまして、業行政の立場から積極的に取り組めという御指摘でございますが、私どもだけではなかなか対処できない問題でございます。今後有効な対策につきまして、法務省、警察庁など関係省庁ともよく連絡をとりまして研究していきたい、かように考えております。

以上でございます。

○澤田説明員 労災保険制度についてのお尋ねですが、労災保険制度は、労働者が国内の労災保険適用事業に使用されている限りは、日本人であるか否か、あるいは不法就労者であるか否かを問わず労災保険が適用されます。こうむった災害が業務上であれば必要な保険給付を行うという仕組みになっておりまして、平成二年度で申し上げますと、私どもの調査で被災労働者が不法就労外国人と思われる数は二百二十一名になっております。

○辻説明員 医療保険制度の適用につきましてお答えいたします。

医療保険制度は、事業所ごとに適用するだけではなく、その従事者一人一人を被保険者として

適用するという仕組みをとっておりますわけでございますけれども、我が国に不法に滞在する外国人につきましては、まず入管法の規定に基づいて退去強制の対象となっており、また、これらの者に対しては医療保険制度を適用することが結果として不法滞在を容認し、またさらにこれを助長させるおそれがあるということから、不法滞在の外国人の方々につきましては医療保険制度は適用することは困難であるという基本に立っております。

○川島委員 次に、今、日系南米人の人たちが就労しているのが非常に増加しているわけでございます。一般的に見ますと我々にはわからないわけでございますけれども、そうした中で、そういう人たちが働く職場の環境とか人権、そういうものが守られているかどうかというのはいろいろと非常に問題になってくるわけでございますが、それらをどのように指導しておられるのか。

さらに、家族の呼び寄せについていろいろ問題になっております。そしてまた、転職を禁じているというようなことが世界人権宣言に違反するとか国際人権規約に違反する、こういうふうな説を唱えている学者もいるわけでございますが、その辺のことについての見解。

もう一つは、ODAで補助金を出して我が国へ研修をしながら労働力として受け入れられている、こういうことは国際ダンピングである、こういう指摘を名大教授がしている。これらについて御所見をお伺いしておきたいと思っております。

○吉免説明員 御質問の最初の部分についてお答えをさせていただきます。

御指摘ございましたように、ブラジルあるいはペルー等の南米諸国からの日系人の来日が大変ふえております。こういう日系人の人たちは日本の生活習慣でありますとか雇用慣行になれていないというようなことがありますが、そういう特性に配慮して私どもも就職の援助をしていく必要があるといふふうに考えております。

そういうこともございまして、実は昨年の八月に上野に日系人を専門にしました日系人雇用

サービスセンターというのを開設いたしました。日本国内全国の公共職業安定所を通じて出てきます南米日系人向けの求人募集でありますとか、あるいはポルトガル語等の通訳も配置いたしました。そういった人たちに對する職業相談あるいは職業紹介も実施をさせていただいておりますし、就労している上でのいろいろなトラブルが出てまいりました場合の相談もたまたまやっております。でございます。さらに、企業の方で雇われるという方について、企業主を中心とした研修会をやりながらいろいろな形で注意喚起をいたしております。

開設以来利用者も大変ふえておりまして、例えば昨二月だけを見ましても千七百八人の人たちが御利用いただいて、いろいろ御指摘の御相談をしていただいている、あるいは私どももできるだけの援助をしているという状況でございます。

○川島委員 次に、最近海外における我が国の旅行者の被害事件が非常に多発しているわけでございますが、平成四年三月三日の国際協力事業団の職員を初めといたしまして、協和運のグアム島の駐在員の被害事件、ボストン市で起きた愛知県の中京大学の学長の被害事件、日本人がねらわれていると思われるほど非常に事故が多いわけでございますが、これらに對しての対応策はどのようなことになっておられるのか。

さらにまた、昨年十二月二日の外務省へ報告された外交強化懇談会の報告書が指摘をいたしておりますけれども、危機管理体制の強化が言われております。ここでは在外公館の迅速かつきめ細かな対応ができるよう機能強化の計画の作成を明らかにして、対応するように本年度予算でも危機管理体制強化が十三億四千六百万、昨年対比で七億余りが増加いたしております。さらに、国際事業団の方も千四百四十億八千四百百万、昨年対比九十九億八千八百万増が予算で組み込まれているわけでございますが、これらの対応策がどのようなものか、お伺いをしておきたいと思っております。

○荒政府委員 まず、先生御指摘のことしに入ってから続いております日本人が犠牲になる痛ましい事件の対応策でございますけれども、我々としては、海外の安全に関する情報をいろいろルートを通じて提供していただくのが一つでございます。

それから、現地の在外公館におきましては、常日ごろより現地の日本人会等の組織と密接な連絡をとりまして、その地における安全問題についての意見交換あるいは助言をやっておられるということでございます。また、特に南米地域の治安状況が非常に悪化しておりますので、非常に悪い地域の国の政府に對しましては、特に邦人の保護に留意するよう、またそのための対策をとるよう、外交ルートで申し入れるということがございます。

それから、最後には、何といつても海外における安全の問題につきましては、それぞれの地方の自覚と認識、またそのための所要の防止策をとっていただくということもやはり重要でございますので、そのための情報提供あるいは啓発活動をやっておりますことでございます。

それから、第二のお尋ねの、昨年の外強態で指摘されました危機管理体制、これはどうなっているかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、私ども外務省としても緊急の課題ということで、現在鋭意対策をとりつつあるところでございます。

緊急事態ということをご想定しまして、一つには、在外公館と東京の本省間の迅速な通信体制の整備、これは有事無事と我々呼んでおりますけれども、それを充実しております。それから、ファックスによる通信もようやく全公館とつながる状況に持たせてまいりました。

それから第二は、現地におきまして、現地の在留邦人の方々の連絡通信の問題でございますけれども、これにつきましても、特に今年度、平成三年度から、例えばポケットベルそれから携帯電話、これを急遽増設する方向で、今鋭意やっております。

それから、在外公館自体の整備ということにつきましては現在措置をとってございまして、例えば施設の整備あるいは備蓄食糧等の配備を順次行っておりますことでございます。

○川島委員 こういう災害等の問題について、我が国は在留届の提出が義務づけられていないので、日本人がどこに所在をしておられるのかということが把握できない、だから連絡が非常におくられる、こういうことが指摘をされておりますので、その辺についての研究を要望しておきたいと思っております。

さらに、在外公館の施設整備について、本年度四十五億六千五百万が計上され、前年対比で十四億九千九百万が増額されておられるわけでございますけれども、私、昨年スペインへお伺いをいたしました、愛知県がオリンピックがだめになったせいで、二〇〇五年に、スペインの万国博覧会、今度は同じように愛知でもやろうということもありまして、その辺も視察をしてみたいわけでございます。

また、スペイン大使館を見て非常に驚きました。これは、とてもじゃないが通常の業務ができていない。各階、部屋の狭いところで大勢の人たちが働いてみえる。近代的な、経済大国にふさわしいオフィスとして働ける場をやはりきちっと整えてあげなきゃ通常の仕事ができないと思っておりますので、今年度、改修費が予算に組み込まれていないということでございますから、それはひとつ要望しておきます。時間の関係もございまして。

次に、救急医療援助船についてお伺いをしておきたいと思っております。

これは、前の中山外務大臣が提唱いたしました。今日、多目的用という形で内政審議室で協議がなされておられるに聞いております。外務、厚生、運輸、海上保安庁、総務庁、国土庁、内閣官房等が入っておみえになって、大臣も一回出席されたと言われているわけでございますが、今日までの六回にわたる課長会議の内容、私はこの際、国際貢献の立場から、乗船人員規模を三千人ぐらいたが乗れるような大型船を建造して、クリーンエネルギーで、我が国のハイテクの科学技術を生か

した、そういう多目的の船舶を建設していただきたい。所属は海上保安庁に所属をさせまして、自衛隊を縮小して、あそこ女性隊員三千五百人、それから医療部隊たくさん、医者も八百人もおる、こういうわけでございまして、その辺のところを退職させてこちらへ移動する、こういう構想もいんじゃないかと思うわけでございまして、その辺のことにつきまして外務大臣、御所見をお伺いしておきたいと思っております。

○佐藤（憲）政府委員 大臣の御答弁の前に一言御報告をさせていただきます。ただいま先生御指摘のとおり、私どもの日本の国際貢献の一環として、このような船舶を政府専用船として保有することが施策としてどう考えられるかという趣旨で、御承知のとおり内閣官房のもとで検討が行われているわけでございます。

御案内のとおり、私どもこの多目的の場合に中身をどう整理するかということが非常に重要であらうかなというふうに思っております。そういう見地から、この内閣官房のもとで外務省も参加しておりますけれども、緊急に間に合うような体制がとれるのか、あるいは医療を主体にするのか、輸送を主体にするのか、いろいろな議論が今なされているわけでございます。平成四年度の予算におきましても十分検討を深めるための調査費がつけられておりますので、私どもとしては、現在日本に求められている国際貢献という見地から、何が一番よくできるかということをご検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺（美）国務大臣 今、官房長からお答えしたことでほぼ尽きておることでございますが、これは去年の六月から内閣内政審議室長のもとで鋭意検討をいたしております。いたしておりますが、考え方は一つのアイデアであって、被災地への物資輸送とか避難民の輸送とか病院船等の可能性も言われておりますが、実際は議論がまだ煮詰まっていない、結論が出ていないというのが実情でございます。

○川島委員 次に、昨日の新聞等でも報道されているわけですが、六月の地球サミット、環境と開発に関する国連会議に向けて、現在ニューヨークの国連本部で開かれております地球環境のための行動計画で、急増する人口対策をテーマとして取り上げることが決定されました。

現在五十四億の地球の人口が二〇〇〇年までに六十三億に達する。その増加の九〇％が開発途上国である。アジアはそのうち六割を占めていて、現在二億九千万の人口がふえていると推定されている。一九八九年の開発援助委員会における家族計画がなかったら、現在さらに四億人の人口がふえているだろうと言われているわけですが、さらにまた、世界で三億の家族が家族数を制限したい、という希望をしておる、こういうデータも出ております。それから、開発途上国は既に人口活動経費の五分の四を自己負担しておる。それだから、現在のODAとの比較で、人口と家族計画にかけられておる費用は人々の費用を満たしていない、こういうふうな言われているわけですが、日本、フランス、ドイツ、三国は大幅に増加をする余地を持っている、こう指摘をいたしております。

過日、日本で行われました人口と開発に関するアジア議員フォーラムで議論がなされておるところでございますけれども、宮澤総理は祝辞の中で、人類が平和に共存できる社会をつくらねばならない、私は、この問題に関する世界における日本の役割、アジアにおける日本の役割について、今後ともさらに深いかわりを持っていかねばならないと思いを新たにしていると決意を述べております。

今、地球規模の環境保全が叫ばれているとき、地球温暖化の原因となるエネルギー問題、食糧問題、すべて、途上国における人口問題の解決なしには私は進めることができないと思っておりますが、外務大臣の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○渡辺(美)国務大臣 この人口問題というのはなかなか難しい問題でありまして、我が国などでも

実はもう少し出生率をふやしてもいいと思つてゐるのですが、なかなか自由にならない。ところが、途上国では爆発的に人口がふえるというところがございます。これはいろいろな原因はあるのですが、サミットなどでもよく話が出るのだけれども、サミット国がそういうことを直接言うことは誤解を招くこととございますので、率先して人口計画をやっているインドとかあるいは中国とか、そういうようなところがリードをしてくださることに付いては、我々は側面から大いに協力をしようという考えが一つですね。

それからもう一つは、何といつても発展途上国の生活水準、文化水準を上げるということに協力するところから人口というのは出生率が減るといふのが大抵文明の歴史なんです。これは理屈を言つても仕方ない話ですから。だから、そういういろいろな面を通して、やはり人口の調整というところは必要だろう。やり方はなかなかセンシティブな問題がいろいろございます。

○川島委員 人口を抑制することによって、世界の食糧問題なりエネルギー問題なり温暖化現象がなくなっていく。これは本当の、これからの我々政治に携わる一人一人がやはりこの問題に、発展途上国の人たちに手を差し伸べていかなければならない問題だと思つておられますので、ぜひひとつ外務大臣のお力添えをいただきたいと思ひます。次に、我が国は、昨年末の国連総会において安全保障理事会の非常任理事国に選ばれました。このことは国連加盟国の圧倒的多数が日本に大きな期待を寄せたからだと思つております。しかしながら、我が国は、残念といひますか、どうしてなんでしょうかと、こう言わざるを得ないわけですが、国際社会でのおつき合いが十分でないと思ひます。

ここに国立国会図書館調査立法審査局発行の、我が国がまだ批准をしてない国際条約の一覧表がございまして、「一九九一年十月現在」、こういうことに書かれてあるわけでございますけれども、国際連合寄託条約等、人権にかかわる奴隷条約、環

境、外交、文化・学術、運輸、ILO、ユネスコ等、二十五分科で二百五十件の、まだ批准されてない条約が実は残つておるわけでございます。

私は余りにもこの状況がひどいのに驚いたわけでございますけれども、まず条約局はこの問題についてどのような取り組みをいたしておるのか、その辺の内容についてまずお伺いしたいということ、こういう現状になつてゐるということについて外務大臣はどのような御所見をお持ちになつてゐるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○柳井政府委員 ただいま先生のお触れになりました調査につきましては、私も拝見させていただきます。大変な労作であらうと思ひます。御指摘のとおり、未批准の条約の本数が何本あるかというの、技術的には若干難しい点も実はございまして、いろいろ数え方がございまして、改正議定書を別に数えるかと、そういう点はございまして、二百数十本の未批准条約があるのは事実でございます。

我が国といひましては、未締結の条約につきましては、各条約の目的、意義、内容、その締結の必要性、それからさらには国内法体制との整合性等を十分勘案の上で、その取り扱いにつき検討を行ひまして、締結が適当であり、また問題がないと考えるものにつぎまして、速やかにその締結につぎまして国会の御承認をお願いしてきてゐるわけでございます。今後とも、かかる努力を進めてまいりたいと思つております。

確かに、未批准の条約も多ございまして、国会の御協力もいただかなくては、批准を終了した条約の数も相当になつております。いわゆる国会承認条約の数でございますけれども、二国間、多数国間合わせまして七百本以上のものを締結しているわけでございます。

なお、人権関係のものにつきましては、これまで我が国といひまして七本の条約を締結しております。さらに、この国会に児童の権利に関する条約を提出いたしまして、御審議をいただくよう

今最後の詰めをやつてゐるところでございます。○渡辺(美)国務大臣 ただいま条約局長から説明したとおりでありまして、いろいろ今後検討をして採択いたしますか、日本でも批准しなければならぬと思ふようなものは、なるべく急いで順次批准するように努めてまいります。

○川島委員 国連中心主義、平和憲法を持つ日本は、こういう国連の中でのこれからのつき合いが非常に大切になってきます。我が国は、経済大国第二位という形の地位の中で、国連改革を率先してやつていかなければならない、そういう立場にありながら、こういう二百五十もの条約、議定書等がおそろになつてゐるということは非常に残念なこととございまして、計画的にきちっとすべを精査して、できないものはどうだという形をひとつ院に報告をしようというようにお願いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○麻生委員 土井たか子君。

○土井委員 旅券法の一部を改正する法律案の中の第三条の二項というところを見ますと、外務大臣が特に指定する場合、国内においては都道府県知事、国外においては領事官が、その者の身分上または戸籍抄本を提出することを要しないという中身になるわけですが、ここで言われている外務大臣が特に指定する場合と言われるのはどんな場合なんですか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の旅券法第三条第二項に基づき指定したケースでございますけれども、これにつきましては、平成元年の十二月八日付の外務省告示第六百十八号というところに具体的なケースがございまして、

ちょっと項目だけ申し上げますと、有効な旅券を返納の上切りかえ発給をお願いする場合、それから既にある旅券に併記されている、子供のケースでございますが、その子供が自分の名義の旅券の発給を受けるような場合等々、告示に書いてこ

でございます。

○土井委員 今のは大変アバウトな御答弁であつて、これは実は条文の上では外務大臣が特に指定する場合というのは大変大きな意味を持つのですよ。事柄をどのように判断するかという大事な基準ですから、そういう点からすると、一から五までの項目が具体的にあらんじやないですか。そして告示としてこれは出されているのじゃないですか。いつ告示として出されて、そして一から五までの項目がどういうことになっているかというのをもう一度はつきり言っておいていただきたいと思ひます。

○荒政府委員 失礼いたしました。
ただいまの告示でございますけれども、平成元年十二月八日付号外、外務省告示第六百十八号でございます。
一から五までございまして、順次申し上げます。

一号は、「有効な旅券を返納の上、旅券法第三条の申請をする場合」でございます。
第二は、「有効な旅券に併記されている者がその者を名義人とする旅券の発給を受けようとして法第三条の申請をする場合」、これが第二番目でございます。

第三号は、「同一の戸籍内にある二人以上の者が同時に法第三条の申請をするにあたって、いずれか一人の者が戸籍謄本を提出する場合」でございます。

第四は、「有効な国籍証明書又はこれに代わる文書（船員手帳を含む）を提出する場合」でございます。

第五番としまして、「住民票の写し（作成の日から六月以内のものとする。）を提出する場合。ただし、緊急に渡航する必要を生じ、戸籍謄本又は戸籍抄本を提出することが困難であると認められるときに限る。」ということが書いてございします。

○土井委員 これは技術的に詰めていきますと問題点がほかにもあると思うのですが、今ここで提

示された四というところの「有効な国籍証明書又はこれに代わる文書」となっている「これに代わる文書」。有効な国籍証明書にかわる文書、中身はどういうことを指して言われているのですか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の第四号の「有効な国籍証明書でございませうけれども、これにつきましては、この号の文言上、在外とは書いてございませうけれども、具体的に想定されている場合は在外でございませう。在外におきまして国籍証明書を持っている方が提出する場合と、これにかわる文書として船員手帳というのを書いてございませうが、今のところそれ以外のものはございませう。

船員手帳につきましては、具体的な例で申し上げますと、例えば船舶の船員である者が寄港地に行ったときに急病になって急遽日本に帰国せざるを得ないような場合、そういう場合を想定して船員手帳というふうに明記しておるものでございします。

○土井委員 そうすると、これは整備を必要としますね、ただいまおっしゃったこの告示内容というものは、「有効な国籍証明書とあるのは都道府県知事に対して、現在の法律の規定の内容からすれば有効になるわけですし、「これに代わる文書」というのは括弧して（船員手帳を含む。）となつてゐるのです。船員手帳オンリーじゃない。だから「これに代わる文書」というのはほかにもいろいろある、こういう書き方からすると、告示の内容としてはだれしも思ひますよ、これはきちっと整備する必要があると思ひますが、いかがですか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。
これはまことに先生御指摘のとおり、平成元年のときにおいて、その当時真剣に検討してこのような文章を作成したわけでありませうけれども、現在我々の目から見ると、まさに先生御指摘のように文言上必ずしも十分明確ではないというふうな我々受けとめておりまして、いつとは申し上げられませうけれども、手直しすべき一つの条項で

あるということでも今研究をやっておるところでございます。

○土井委員 これが出たのが平成元年ですから、それ以前がどういう取り扱ひだったかということも現行法が施行されて以来問題としてひつかつてくるのですが、しかし平成元年以後、これを告示としてお出しになって、今日までこれで取り扱ひを進めてこられた。しかし、今率直にお認めになつたとおりですから、できたら今回の改正について、これが施行されるまでの間に作業として急いでやってみたいというふうにお考えになるのが至当であらうと私は思ふのですが、外務大臣どうでしょうか。

○荒政府委員 御指摘のとおり、我々もかねて文言の整備を必要だと考えておりましたので、今御指摘がありましたように、この旅券法の改正が承認された際には所要の政令、省令、告示等を手直しする必要があるわけでございまして、その一環として見直しをやる方向で検討させていただきたいと思ひます。

○土井委員 追い打ちをかけて言うわけではありませう。今回これを審議するために外務省としては関係資料というのをお出しになつてゐるのです。関係資料の中には、外務大臣が特に指定される場合とどういふ場合であるかということをも具体化しているこの告示をお出しになるのが当然ではないかなというふうにも私は考えるので、この点はやはりきちっと配慮して、関係資料としてより十全なるものを常に考えていただくことは言うまでもない外務省にとって大事な国会に対する対応だと私は思ふのです。外務大臣、いかがですか。

○渡辺（美）國務大臣 これはどこの委員会でもよく言われることなのです。法律で出してくると、政令の定めるところによりとか何とかという話が出てまいりまして、それも合せて全部出せよとところが、これはよしあしがありまして、一つは、細かいことまで全部決めてしまふよりも、法律案を出して政府と議員の間でいろいろな応答が

あつて、なるほどこのところはこういうふうに変えた方がいいなと、後から気がつくわけじゃないが、考へてなかつたような発言があつて、いいアイデアがあることがあるのです。そういうものを取り入れて政令にするとか、今言つたように外務大臣の定めるところと書いておけば、直さなくても事前に取り入れられる。したがつて、今土井委員がおっしゃつたようなことについては、事務局から文言等については検討したいと、やはりそれはちゃんと役立っているのです。そういう意味でひとつ御了解をいただきたいと存じます。

○土井委員 今の大臣のようなお考えもあると思ひますけれども、今回の法案については、出しておられる中身にとつて大事な一つの要件なので、だからその要件について、関係するところは参考の資料としてお出しになるのが本来は大事な問題です。これはやはり必要最小限度の要件だと私は申し上げたいと思ひますから、これは御答弁は要りませう、外務省の方が首を縦に振つてそのつもりでいらつしやるという意思表示を先ほどからされてゐますから、そういうことを受けとめさせていただいて、今後の御努力をひとつ切に要望します。

さて、旅券を申請するには国籍が必要ですか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。
これは旅券の定義及び機能に係る問題でございませうけれども、先生重々御承知かと思ひますけれども、旅券といふものは、祝迎に説法ですが、日本持人の国籍及び一定の身分事項を発行権者、日本持人の場合は外務大臣でございませうが、それを証明する公文書というものでございませう。したがつて、国籍の確認とすることが旅券発給の一番重要なポイントになつておるわけでございませう。

○土井委員 お声が小さいので、ちよつと……
今、国籍というものが非常に大事な条件であるといふことをおっしゃいました。が、国籍を持つていない人というものがやはり国内におられることは事実なんです。ところが、その中で、一九

きました。米国のケース、日本と比較しまして、通常の旅券、有効期間十年、発給手数料が当方の調べでは五十五ドルということでございます。今レートが変わりますけれども七、八千円ということになると思います。それに比べて我が国の旅券の有効期間が五年で今度一万円になるわけですから、端的に言って、日米間を比較した場合有効期間が倍のものがアメリカでは二割は安

いということになるわけですが、この差はどう考
えられますか。

○荒政府委員 お答えの最初の部分としまして、
若干釈迦に説法でございますけれども、手数料と
いうものの性格がございまして、これは必ずしも
いわゆる商品のコストそのものではございませ
ん。したがって、歴史的にも各国はそれぞれ
の国情等々を勘案してそれぞれ決めておりまし
て、国際的にならばつきがございまして。

我が国の場合はどうしてそういうコストで出し
ているかといふと、簡単に申しますと直接的
な行政経費、これが一つ。それから、我々効用分
と呼んでおられるわけですが、旅券を持つていく
ことによりまして将来何らかの便宜を受けるという
期待に見合う効用分でございますが、これをもし
干加味して決めておるといふことでございまし
て、アメリカとの比較がそもそ単純にはいかな
いといふことのほか、我が国の旅券の手数料とい
うのは妥当なものだと我々としては考えておる次
第でございます。

○遠藤(乙)委員 この機械読み取り旅券への切り
かえは、有効期間の到来したもから随時切りか
えていくという説明を受けておりますけれども、
旅券の所持人から、MRPに切りかえたい、こう
いった希望が出された場合、外務省としてはこれ
に応じる意向ですか。

○荒政府委員 前にも御説明しましたように、機
械読み取り旅券につきましては本年の十一月一日
から導入を一応内定しております。したがって、し
たがって、十一月一日以降順次申請に応じて発給して
いくわけでございます。

したがって、通常ですと五年でもって全部切り
かえるわけでございますが、御指摘のように、そ
の間に現在所持している旅券の有効期間が残って
いてもぜひ切りかえたいというケースにつきまして
は、我々弾力的にできるように現在鋭意研究中で
ございます。

○遠藤(乙)委員 続いて、国際法上旅券に準じた
扱いになっている船員手帳の問題につきましてお

伺いたいと思います。

この船員手帳は船員法で定められたものでござ
いまして、いわば船員の公式の身分証明書である
わけですが、これが外国航路の寄港地上陸
等に際しては事実上パスポートにかわる身分資料
として広く認められている、このように理解して
よろしいでしょうか。

○荒政府委員 船員手帳にしましては、ただいま
先生御自身のお話がありましたように、外国に
おける寄港地上陸の際、船員手帳の提示をもって
限られた期間及び地域への臨時の上陸が許される
という国際慣行ができておるといふ意味で、その
ように御理解されて結構だと思っております。

○遠藤(乙)委員 我が国船員法の規定に基づいて
日本人に船員手帳が発給される場合、身分確認に
ついてはどういう資料といふか書類が必要と
されているのか、この点につきましてお答え願
います。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。

日本人に船員手帳が発給される場合におきまし
て、その身分を確認する方法といたしましては、
船員法に基づく船員法施行規則の第二十九条第一
項第二号及び第三号の規定によりまして、まず第
一に戸籍の謄本、抄本もしくは記載事項証明書ま
たは住民基本台帳法に基づきますところの住民票
の写しでありまして、氏名、本籍及び生年月日を
証明することができると、それから第二に本人
の写真、この二点が必要でございます。

○遠藤(乙)委員 今の御説明で、船員手帳を発給
する場合、身分確認については住民票の写しでも
可という御説明がありました。他方、旅券の発給
においては戸籍抄本の提出が原則となつてい
るわけでございますが、なぜ船員手帳では身分確認
の方法として住民票の写しでよいということにな
っているのか、この点につきましてお答え願いま
す。

○鈴木説明員 船員手帳を発給いたします目的と
いたしましては幾つか実はあるわけでございます
が、第一番目には船員手帳にその船員の雇い入

れ契約の内容でございましてとか、その船員に与え
た休日でございますとか、さらには有給休暇な
ど、そのような付与実績を記載いたしましてそれ
を公に証明する、これを公証と申しております
が、公証することによりまして船員の労働保護を
図るということがまず第一でございます。それか
ら、先ほど先生の方から御指摘がございましたよ
うに、外国におきます一時的な上陸の際に身分を
証明する資料として使用する、これが第二番目
でございます。そのほか、その船員が予備船員とい
たしまして勤務した期間でございましてとかある
いは船員保険の資格取得などの概要、失業保険の支
給実績、船員の健康証明、さらには船員としての
もろもろの履歴などの関係を記載いたしまして、
船員法などの適用関係を公証する、このような幅
広い目的を持っております。

このような非常に広い目的を持ちまして発給す
る船員手帳を交付する際の身分の確認方法といた
しまして、住民基本台帳法の規定に基づいて行政
機関が公証した住民票の写しによって氏名とか本
籍あるいは生年月日を確認することで一応十分で
はなからうかというところでございまして、実はこ
れは昭和二十七年ごろからでございまして、ま
ず第一に戸籍の謄本、抄本もしくは記載事項証明
書または住民基本台帳法に基づきますところの住民
票の写しでありまして、氏名、本籍及び生年月日を
証明することができると、それから第二に本人
の写し、この二点が必要でございます。

○遠藤(乙)委員 もう一点伺いたいのです
が、戸籍を持たないにもかかわらず住民票が存在
する者がこれはあり得るわけですか。こういった者
に対して船員手帳が交付されたことがあつたとい
うわけですか、これが事実かどうか。また、その
場合、その者の国籍はどのようにして確認をして
おるのか、これにつきまして伺いたいと思
います。

○鈴木説明員 事柄が住民基本台帳法の解釈ある
いは運用にかかわることでございますので、この
住民基本台帳法、私どもの所管ではないもので
から私からお答えするのはちよつと適切

ではない面があるかもしれませんが、その
点はちよつとお許しいただきたいと思ひますが、
住民基本台帳法の第三十九条を見ますと、この法
律は、日本国籍を有しない者については適用しな
い、このように規定されているところでございま
して、また住民基本台帳法の第七号の規定
によりまして、住民票には戸籍の表示を記載する
ことになっております。

したがって、私も理解しておるところでは、
住民票を有する者である以上は戸籍について確認
できない者は存在しないのではなからうか、また
必ず日本国籍を有する者であるといふことにな
るのではないか、このように理解しております。
いづれにいたしましても、現実には戸籍を持たな
いにもかかわらず住民票を有する者に対しては、
船員手帳を交付した実績とかそういうものにつ
いては、私もちよつと調べましたけれども、とり
あえずそのような例はないといふことでございま
す。

○遠藤(乙)委員 今の点なんです、戸籍を持た
ないけれども住民票を持つというケースですね。
例えば、離婚手続がまだ済んでない女性と別の男
性の間にできた子供ですね。そういった場合に、
戸籍はつくらないというケースも現実にあるわけ
です。そういった人が、何といひますか、住民票
を取得して、それでこの船員手帳を申請するとい
うこともあり得るわけですか、こういった点につ
いての対応はございますか、どうなつてい
るか、その点につきまして伺ひたいと思ひます。

○鈴木説明員 ちよつと私どもの方のそこら辺の
勉強が不十分であつたかと思ひますけれども、
いづれにしても、そのようなことにつきま
して、問題があれば私どもの方に問い合わせがあるか
と思うのでございまして、現実にはそのような
船員手帳を発給しております出先機関等から私
どもの方にそのような事例が、照会がないもので
から、まだ十分その点詰めたお答えをすることは
できない状況にございまして、その点、こ

れからちょっと勉強してみたいと思っております。

○遠藤(乙)委員 この問題は理論的な問題であるとともに現実にもあり得る話であって、ちょっと制度上不備があるんじゃないかと考えますので、その点につきまして、今御答弁のようにぜひもう少し詰めてしっかりした対応を考えていただければと思います。この点だけ要望しておきます。

これに関連をしまして、船員手帳がそもそも渡航文書ではないということは、別の目的を持ってつくられたということでは理解できるわけですが、でも、ただ、現実にはこの船員手帳が旅券と同等の効果を持つ文書として通用するということから考えますと、旅券には戸籍抄本の写しが必要である、他方船員手帳の方は住民票の写しでいい。こういう同一の効果を持つ文書に違つた要件があるというところはちょっとおかしいのではないかと思ふのですが、この点どう考えますか。

○鈴木説明員 先ほど来御説明申し上げておりますけれども、実は、船員手帳が持っております旅券的な機能というのは、外国の寄港地におきまして一時的な上陸を行う場合に限られるのが通例でございます。また一方では船員手帳を発給する段階におきまして、実はその方がまさに船員として雇用関係がきちんとできたのかどうかということとを証明するような資料もあわせて提出していただくことによって初めて船員手帳を発給する、こういうことになっております。

そのほかに、実は、船員手帳をそうやっていただいた船員の方が船員手帳の受給後に初めて外国の港に寄港する、こういう段階に至りますと、実はその段階では既にその船員さんの雇入れ契約の内容でございまして、それから乗船するに当たりまして必ず受けなければならない健康検査の結果でございまして、そういったような事柄などが、これは本人のまさに履歴にかかわるような事柄と言つてよろしいかと思ひますけれども、こういう事柄ももう既に記入される、こういう状況になっておるわけでございます。

したがって、こういうことも間接的には身分確認の材料にもなるのではないかとふうに考えておりますので、以上申し上げましたことを総合的に勘案いたしますと、あえて身分確認の根拠を戸籍原本とか戸籍抄本に限定する、このような必要はないのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

○遠藤(乙)委員 この点に関連しまして、外務省としてはどういふ見解をとられておりますか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。私どもとしては、正直のところ、船員手帳について実務の方をつまびらかにしませんので、一般論として申し上げるわけでございますが、一つ、私ども旅券発給官庁としての立場から見ますと、あくまで旅券が普通の渡航文書でございまして、旅券法の中で船員手帳が出てくるのは、先ほどの質疑の中でもお答えしましたように、国籍証明書とかそれにかわる文書でもって緊急に本国に帰るような場合、非常に補助的なものというふうな位置づけられておるわけでございます。

先生が先ほど来言っておられる旅券と船員手帳は専門ではございませぬけれども、それぞれ違つた国際的な慣行の中に生まれてきたものというふうに一応受けとめておる次第でございます。

○遠藤(乙)委員 御説明の趣旨はある程度理解はできたわけですが、もちろん、何もこの要件を厳しくすればいいというものでもないわけで、国民サービスの点から見ればこの手続は簡素化した方がいいことは当然だと思ひますけれども、他方、私の指摘したいのは、同じような効果を持つ文書が発給要件が違つたということはちょっと、もう少し関係官庁間でよく詰めた方がいいんじゃないかというところでございまして、この点につきまして、引き続き外務省、運輸省間でこの点は検討をいただきたいと思つております。

続いて領事サービス一般についての質問なんです、今海外渡航一千万人時代と言われまして、国民が外務省と接するのは在外公館が一番実是多

いわけでございます。そういった意味で、外務省、最近非常に風当たりが何かと強いようですけれども、外務省に対する理解、支持というものを国民的なものをかち得ていくためには、ぜひこういった領事サービスを改善することが一番手っ取り早い重要ではないかと感ずるわけでござい

す。特に、今言つたように、一千万人が渡航して、かなりの部分が領事窓口と接する、また海外に行った場合には非常に精神的に心細い、そういったときにちょっとしたサービスを受けた場合にも大変感激をするということで、いわばサービスの限界効用が高いということになるわけですから、そういった意味で、この領事窓口のサービス改善ということは大変外務省にとつても重要なポイントであらうと私は感ずるわけでございます。

そういった意味で、この提案趣旨にも、旅券法改正を踏まえ、海外における窓口サービスについての対応を変えたい、よくしたいということも書かれていようでございますので、その点につきましての外務省の今後の取り組みにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

○荒政府委員 先生御指摘のとおり、渡航者が一千万を超えるあるいは海外の在留者が非常にふえておるといふことで、また不幸にしていろいろ紛争あるいはそれに基づく邦人の事故が続いておるといふことで、外務省、もつとしっかりせいでという声も我々聞きまして、反省しておるといふことでございまして、我々としては、海外における邦人の皆様に対する領事サービス、この重要性をしっかりと認識しておるつもりでございます。言ふなれば、頼りになる外務省という方向に持っていくべくいろいろ施策をやっておるところでございます。

幾つかの柱がございまして、まず安全の問題でございまして、これにつきましても、先ほど御説明しましたように、現地における大使館と邦人社会との緊密な連絡、協力体制の確立。

それからもう一つは、これは主として国内になりますけれども、海外に行かれる場合のいろいろなアドバイスあるいは注意事項というものを、ごらんのようないろいろなパンフレットその他の刊行物あるいはラジオ、テレビを通じて鋭意啓発に努めておるところでございます。

それから三番目は、より具体的にございまして、けれども、現在海外でいろいろ事故等の場合大使館が協力あるいはお手伝いをするケースが年間一万件を超えておるといふ事態でございまして、これはいろいろなカテゴリーのケースがございまして、これについていろいろ御相談に乗ったりアドバイスをしたりいろいろお手伝いをするということに、これはどうしても人と手間がかかるということ、現在領事関係要員の増強にも努力しておるところでございます。

○遠藤(乙)委員 在外公館の機能強化ということ、平成四年度の外務省予算の重点事項の中にも、在外公館施設の強化、危機管理体制の強化ということが挙げておられて、これは当然のことだと思ふわけでございます。

他方、こういった予算的な手当てとともに、もう一つ指摘したいのは、サービス精神といふことが、そこら辺が非常に大事じゃないかと私は感じているわけなんです。よくお役所仕事という言葉がありまして、感じが悪いとか不親切であるとか遅いとか冷たい、そういったことの代名詞になっているわけですが、そういったことを国民の立場からはぜひ改善してもらいたい。特に、海外渡航一千万人時代になっていくわけですから、ぜひ外務省、在外公館としてもこの点を改善してほしいという要望は強く出てきております。特に、外務省の場合非常に大所高所の議論はよくされる。ポスト冷戦時代の世界秩序をどうするか、こういった問題はもちろん大事なんですけれども、どうも国民に対するサービス精神が薄い、窓口サービスでも対応が行き届かないといった点もよく指摘されるわけでして、ぜひこの点、改善をいただきたいと思います。

こういった住民サービスの改善という点では、むしろ地方自治体の方が非常にマインドがあつて、住民と接するチャンスに非常に多い地方自治体の方がむしろこういうサービス精神は最近強くなるようになっています。例えば、ある地方公共団体が、すぐやる課とか何でもやる課といったセクションを導入して、これは大変好評を受けたというのを承知しております。ぜひ在外公館等におかれまして、そういう何でもやる課あるいはすぐやる課といった精神を学んで、精神の点でもう少ししっかりとサービス体制をつくってほしい、このように感じております。

この点につきまして、むしろ大臣に一言お聞きしたいと思っております。

○渡辺(美)国務大臣 私は、常日ごろ、就任早々、外務省と国民との間というものは接点が多岐にわたるので、理解が得られない点が多いから、あらゆる機会をとらえて外務省のPRをしたりサービスをするだけやらないという指導方針のもとで今やっております。

○遠藤(二)委員 ぜひ大臣の決意のもとに、外務省もサービス強化を進めていただきたいと希望しておきます。

それからもう一点、最近海外の邦人が被害者となるケースが非常にふえています。特に、一月に入ってからまだ三月にも満たないのに八件に及ぶ殺人事件が出ています。これは関係者に對しては心からお悔やみを申し上げたいと思うわけでございますけれども、こういった最近急速に邦人を巻き込む殺傷事件がふえておるとこの傾向につきまして、その背景あるいは原因、こういったものをどう考えておられるか、外務省の見解をお聞きたいと思ひます。

○荒政府委員 委員御指摘のように、ことしに入ってから既に八件の痛ましい事故が起こりまして、九人の犠牲者が出ておられるわけでございます。我々もその点、事態を大変深刻に受けとめまして、まさに御指摘のようにならざる原因で起

こつたかという分析を急いでおる、また、そのための情報を収集しているところでございます。したがって、現在のところ、まだ個々のケースにつきまして、これが原因であるといった分析にまで至っておりません。先方の関係国の政府あるいは治安当局に資料提供をお願いしていますけれども、まだその段階には至っておりません。

他方、これは一般的な答えになりますけれども、御承知のように地域によって治安状況がより悪化している地域とかいろいろ出てきております。特に、御承知のように南米諸国におきましてはテロ誘拐というのが非常に多くなっております。邦人の方が犠牲になったケースではそういうケースが非常に多いのではないかと。他方、欧米諸国における事故もふえておるわけでございますが、これにつきましてはいろいろなケースがございます。ただ、一般的に言える、あくまで一般論でございますけれども、よく言われることは、日本人がどうしても目立つような存在になったということもあるいは一因かと思っておりますが、今後さらに分析を続けたいと思っております。

○遠藤(二)委員 時間が参りましたので最後に一点。今のこの在外邦人の安全確保あるいはさらに領事サービスの改善、こういったことは国民全体の強い願望であるわけでございます。そのために外務省が体制強化を含めて取り組む場合には我々政治の立場からも全面的な支援を惜しまないというところだろうと思ひます。超党派的にこれはコンセンサスがある話だと思ひます。そういったことで、我々も全力を挙げてそういう在外公館の機能強化に支援をしていきたいと思います。ぜひ外務省としましては、その心を受けてサービス精神の強化、邦人の安全確保にさらに一段の努力を取り組まれることを希望いたします。私の質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○麻生委員長 古堅実吉君。

○古堅委員 旅券法の一部改正について質問いたします。

旅券の取得手続の簡素化の問題は広い国民の層から強い要望が続いています。今回の一部改正はそのために役立つという内容になっている、そういう面があると思ひます。

最初にお尋ねしたいのは、現在旅券取得のための手続を開始して、その発給までのくらの時間的期間がかかるか、今回の法の改正や、とらんとしている一連の簡素化に向けての措置、そういうことなどを通じてどれだけその期間が短くなるのかという、取得手続を簡素化してほしいという側からの要望にこたえるものとなるのか、そこをちょっと簡単にお願ひします。

○荒政府委員 お答え申し上げます。

私もとしましては旅券の発給というのは行政サービスの一つであるということをしつかり認識しておるつもりでございます。これまで累次簡素化をやってきたわけでございます。

今回の戸籍謄抄本の省略、さらには十一月一日から導入予定の機械読み取り旅券によりまして、現在旅券取得には、平均値でございますけれども、日曜祭日を除きましておおむね八日から十日かかるということでございます。非常にかかり過ぎるんじゃないかというのを私もよく言われておるわけでございます。私どももよく言われておるわけです。我が国におきましては例えば諸外国におけるような国家的な身分証明書の制度がないとかいろいろ我が国特殊事情がございます。申請人との同一性を確認するために非常に時間がかかるし、また慎重を期しているということでございます。

しかしながら、今回の改正それから機械読み取り旅券導入によりまして、きょうのところは何日短縮とまでは申し上げかねるのでございますけれども、大まかな感じとして少なくとも一両日程度は短縮できるであろうというふうに考えております。

○古堅委員 一般旅券の手数料が現在八千円です。ね、これが一万円に引き上げられます。この八千円の内訳、現在国と県、その受け取り分ですね、どうなのか。新たに引き上げられる一万円についてどうなのか。簡単に説明してください。

○荒政府委員 お尋ねの件でございますけれども、現在八千円でございますけれども、これは、委員御承知のとおり、平成元年の旅券法改正によりまして、国庫歳入分と都道府県の収入分に分ける分納制を導入しまして、それによって、現在は八千円の場合、国庫歳入分が六千五百円、都道府県分が千五百円、こうなっております。

それから、今回一万円への引き上げが認めただけの場合には、国庫歳入の方は八千円、都道府県の方は二千円、こうなるわけでございます。

なお、コスト的な面につきましては、現在我々の計算によりますと八千円よりかなり上回っております。コスト計算は国にかかる部分と都道府県にかかる場合がございまして、双方合わせましておおむね一万円というところに至っているというところで、一万円の値上げをお願いしたということでございます。

○古堅委員 今、最後の方に御説明がありました。一般旅券についてかかる費用ですね。現在八千円の中で、国の六千五百円、都道府県の千五百円。それでは赤字になるということですか。そこらあたり、もう少し数字的に皆さんお持ちでしたらご説明ください。

○荒政府委員 具体的に申し上げます。

まず、現在国の歳入にかかわる分でございます。その経費的なものでございまして、コストは現在七千八百円くらい、我々の計算ではなっております。したがって、六千円に対して七千八百円くらいでございますから、そういう意味では経費の方が上回っております。

他方、都道府県の収入にかかわる分につきましては、これは現在千五百円分でございますが、コスト的な方の計算は、平均でございますけれども、都道府県によってばらつきが若干ございます。

が、平均しますとおおむね千九百五十円くらいというのが我々の計算でございまして、そういう意味ではコストの方が現在上回っておるという状況にございします。

○古堅委員 現在の説明によりますと、一冊の発行分、国としては千三百円の赤字、都道府県としては約四百五十円、合わせて千七百五十円の赤字ということになるかと思ひますね。

若干、旅券法と関連しまして、他のことについてお尋ねしたいと思ひます。

昨年十月十四日に、日ソ外相間の往復書簡が署名、交換されました。いわゆる北方四島との人的交流の問題にかかわることなのですが、どういふ点が新しく合意されたものであるか、簡単に説明してください。

○津守政府委員 お答えいたします。

昨年十月、御指摘のとおり、北方四島住民との交流につきまして、旅券・査証なしで渡航できる新たな枠組みがつくられた次第でございします。その後、ソ連邦からロシア連邦への転換を初めとして、先方の国内事情が必ずしも安定しなかったこともありまして、この枠組みに従った相互交流は今日に至るまで実現しておりません。現在、四月より交流を開始することで外交当局間で準備作業を続けている次第でございします。

○古堅委員 実際には行われていないとかいふことも説明の内容かと思ひますが、このいわゆる北方四島への渡航の問題についての取り扱い上で何か新しいものが、この日ソの、旧ソ連邦との関係で書簡で交換された、その中身で新しいものがあつたんじゃないですか。そこあたり簡単に。

○津守政府委員 新しい合意の内容としましては、旅券・査証なくして、そのかわりに旅行者の身分証明書とそれから相手国の大使館で渡航してよいという確認を得るための挿入紙と呼んでいいわけですが、こういう二つの文書を持参すれば旅券・査証なくして渡航できる、こういう点で新しい合意ができたわけにございします。

ただし、これは既に北方参参の際に同じような取り扱いが合意されておりますので、全く新しい合意、そういう意味では全く新しい取り扱いということではないという事でございします。

○古堅委員 それはだれでもできるのですか。

○津守政府委員 我が方から渡航できる者を三つのカテゴリー、範疇に分けておりまして、一つは、北方領土に居住していた者あるいはこれに準ずる者。これは二世、三世を含みます。二番目は、北方領土返還要求運動の関係者。三番目は、報道関係者ということで、総務庁長官及び外務大臣が適当と認め、かつ総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従って団体で実施される。これがこの渡航の枠組みの特徴でございします。

○古堅委員 もともとそこに住んでおった人とか報道関係とかいう概念はわかりやすいのですけれども、北方領土問題にかかわってきたとかいう、そういう人たちというのは具体的にどういふ人たちを考へておるのですか。

○津守政府委員 お答えいたします。

北方領土返還要求運動関係者として総務庁の告示で六つの場合を規定しております。

読み上げますと、まず「北方領土問題対策協会会長が都道府県知事の推薦を得て委嘱している当該都道府県民の推進委員」。二番目は「北方領土返還要求運動に係る都道府県民会議及びその構成団体に所属する者で、当該都道府県民会議から推薦された者」。三番目に「北方領土返還要求運動連絡協議会の構成団体に所属する者で、当該協議会から推薦された者」。その次は「北方領土問題対策協会、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟及び社団法人北方領土復興期成同盟の役員」。その次が「国会議員及び地方公共団体の議会の議員」。最後に「国及び地方公共団体の職員」でございします。

○古堅委員 今の措置に基づく実際の交流、それが実施されるのはいつごろからの予定ですか。

○津守政府委員 ことしに入りまして渡辺外務大臣がロシアを訪問し、さらに先月の十、十一日に第一回の日ソ間の平和条約作業グループが開かれましたが、その際の話で四月からこれを実施したいという合意がございします。今その四月からの合

意実現に向けて鋭意ロシア側と話を進めている次第でございします。

○古堅委員 最後に四月十八日の日ソ共同声明の四項でソ連側はこう言っておるのですね。「日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定」。こういうくだりがございします。そういう提案がなされておるのですけれども、実際には、先ほど説明がありましたように、外務省は大体三つの種類に基づく訪問の方法を考へていられるように先ほどの説明では思われます。これは今までもいゆる北方領土訪問にかかわる問題で、国会から行きたいと言つてもいろいろなか外務省がどう考へておるらしいとかいふふうなことが聞えたり、いろいろあつたように思うのです。思惑があつて、外務省としてこの問題について何か決めて考へておるとか、そういう向きがあるのですか。

○渡辺(義)國務大臣 決して狭めて考へているとかそういうことはないので。実際は、ざっくりと申し上げますと、ゴルバチョフ大統領が来たときはああいうような声明を出したのですが、結局、下においてない。私はこの間もフョードロフ知事に会つたときに、あなた、今まで反対しているそうじゃないか、要するにあれは中央で決めたので我々は知らない。パイプが詰まってるのだ、上と下のパイプが。そこで、そういうことを言っておるといふ話を私は聞いたが、それはおかしいじゃないかと言つたら、いや、これは今度中央で決まったものですから、やるようにしますと言つていました。ですから、我々としては、大量の人を向こうへ派遣するといつたから人が来るとしてもどこへ泊めるのか、費用はだれが持つのかという問題がいろいろございまして、行くことすれば船の中に泊まってもうほかにないのじゃないか、こちから行く人はホテルがあるわけじゃないし、百人も二百人も連れていったって泊まる場所がないのですから。

そういう現実的な問題もあつて、なるべく向こうの島民と、それから引き揚げてきた、一遍行つてみたい、死ぬ前に行きたい行きたい、参参したいというような人もありますから、そういうような人については、そして二十人になるか三十人になるかわからぬが、まず実現しようじゃないかというところで、今まで実際は向こうの下の方が反対しておつたのです。だから、それは今説得をしてちゃんと行けるようにしようというところまで来たわけですから、それらの点については決して外務省が限定的に、閉鎖的に、恣意的にやっていると断言するのはおかしいのです。だから、素直に御解釈をいただきたいと存じます。

○古堅委員 それはわかりました。結構な話です。狭めるなどとかいふふうな立場じゃないに、大いにそういうことも広げてほしいというふうに思ひますし、最後に、そのことが余り知られてないのじゃないかという気がするのですが、全国的にそのことに關して広めるといふふうな努力をいろいろな形でなされておりますか。なされてなければ、今回の措置に伴うものを知らせるとか、そういう何か努力をするおつもりもありませんか。

○渡辺(義)國務大臣 実はこういうこともここでは本当は私は言いたくなかつたのですが、実際のところは。言いたくなかつたのですが、要するに、ロシアにおいてはクルデターがあつたり、実際は大混乱をしておるわけですよ。だから、日本と違って、上で決めたから下もそのまますつといぐとか、下で決めたから上にすつといぐという状況になかなかない。援助物資の問題その他においても似たような話がありまして、そういうことは言いたくないから余り宣伝もしたくないし、新聞なども書いてもらいたくない、正直なところは。しかしながら、外務委員会のことでございしますので、オフレコというわけにもいきませんが、本当のことをお話をして御理解を得ようというところでやつたのであつて、まず一遍やってみましてから、それからどういふふうにするかというところはやりながら考へていくというほかはないのじゃないかと思ひます、相手のあることでございしますから。

○古堅委員 ちょうど時間ですから、終わります。

○麻生委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 きょう質問の最後になりましたが、先ほど来それぞれ委員からの質問を伺っております。私お聞きしたいなと思うことはほとんど出尽くしたような感じがいたします。それで、私伺いながら感じたことをまた全然別の角度からお伺いしますので、よろしく御答弁の方をお願いしたいと思います。

初めに、重複を避けますので、一番先に伺いたいのは、旅券というのとは一体何でしょうか、どういう性格、意味合いを持っているか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。

旅券につきましては、我が国の国内法上いわゆる定義というものはございません。しかしながら、国際的に確立した考え方がございまして、それを申し上げますと、旅券とはその所持人が自国民であることを発行国政府が国際的に証明する公文書である、これが一つ。それからもう一つの機能でございますが、それとあわせて、その国民を通路故障なく旅行させ必要な場合に保護と扶助を与えるよう渡航先国の関係方面に要請するという意味での公文書でございます。

○和田(一)委員 今、年間一千万人の規模の海外渡航者があるわけですね。そして、その人たちが一人一人がパスポート、旅券を持たなければいけないし、必ず持参している、こういうことだと思えます。

それで、今の御説明を伺いますと、これは我が国の国民であるということとを証明する渡辺外務大臣の公文書であるということが一つ。それから、渡航先でどうぞこの人はこういう人であるからよろしく頼む、正確には「本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護、扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する。」という一種の外交文書である、こういうふうに承りました。

この一千百万に及ぶ海外渡航者が、こういった先ほどからお話が出ている船員手帳とはちよっと

性格が違う、これは外務大臣が発行するそういう外交的な意味を持った文書だということを一千百万の渡航者お一人お一人が自覚して持つていて、いろいろな交付の仕方をしているかどうか、ちよっと伺いたいです。

○荒政府委員 お尋ねの点でございしますけれども、これは統計的あるいは何かしかりした証拠があるお答えにならないかもしれませんが、盗難等いろいろなふえておる、そのことと自覚、認識の問題というのとはやはりかなりの相関関係があるのではないかと感じはいたします。そういうおっしゃるとおりの問題はありますのではないかと、うちの私どもの感じでございます。

○和田(一)委員 こういう、外国に行つて非常な自分のために必要不可欠のものを最近、さっきからのお話を伺っていると紛失したり盗難に遭つたりあるいはどこか行つちやうたというようなケースで再発行を要請してくる人が多いということ、私はやはりもう少し旅券をとるときに、これを発給するとき、ほかのものを与えるのではないようにきちっとその重要性を認識させるべきだと思つておる。

ところがこれが、さっきの質問にもありました、日本のパスポートが一枚幾らという値段で売買されているというようなきつき御質問もありました。さっきの御質問では二万ドルというふうなお話でしたか、ちよっとびっくりいたしました。

これは日本で売買されているのか海外で売られているのか知りませんが、出ていって、紛失をしちゃったといつて日本から持つていった自分のパスポートを売れる、売ればこういう格好で売れるんだというふうなことになるればこれは大変なこと、偽造や変造やあるいは不法に海外へ行きたいという人の手助けをしているようなふうなことに、まことにこれは何とも防止しなかならぬ、私はそう思うのですが、今度の旅券の新しい発券方法でそういうことは少しでも防止の方向に行くとお考えでしょうかどうでしょう

か。

○荒政府委員 委員御指摘のとおり紛失あるいは盗難の旅券が非常にふえておまして、私どもとしても、これは非常に重要な公文書でございまして、その信頼が減少するということでもございします。厳正な管理に心がけておるわけでございしますが、遺憾ながらそういうケースはふえておるということでございします。

そういうことも考えまして、過去五年以来新しい旅券の冊子というものを開発し、本年の十一月に導入することとございまして、そしてその機械読み取り旅券におきましては、身分事項のページを全面保護シートと申しますけれどもそれで覆うとか、写真と署名欄がございしますがそれを転写で処理する、張りつけじゃなくて転写してしまふというふうないろいろな偽造、変造、不正使用防止の措置を講じておまして、これによってそのような遺憾なケースが減ることを我々は期待し、かつ確信しておるわけでございします。

○和田(一)委員 せっかく新しいスタイルに変えるのですから、ぜひそういう方向で役立つような工夫をさらにお願ひしたいと思つておる。

いま一つ伺ひますが、この旅券の発給を請求してきた場合に、何人にもこれは発券しなけれはならない。幾らか条件があると思ひますよね、それは国籍とか何かきちっとしたものが、これは憲法二十二条との関係はどうなんでしょうか。

○荒政府委員 ただいま憲法二十二条との関係をお尋ねでございしますけれども、憲法二十二条の第二項におきまして、「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されぬ。」といふことがございまして、一応最高裁の判例上はこの第二項に言う「移住し」といふ言葉を渡航の自由も含むといふふうに解しておるというふうなことは伺つております。

○和田(一)委員 最近、出先へ行ってパスポートを弄やつて悪用してしまふという人だけでなく、日本で、出入りが非常に楽になりスピーディーになったために犯罪等の関係を私は非常に

考へていふのですけれども、麻薬とかあるいは銃、ピストル等、こういうものを密輸したりして、そういう犯罪歴のある人であつても、これはこの二十二条のために旅券の申請がもしあつたら発給しなさいいけないのかどうか、これをちよっと伺ひたい。

○荒政府委員 大変難しい御質問でございしますけれども、これは委員重々御承知のこととございしますけれども、渡航の自由も他の基本的人権と同じく公共の福祉のために合理的な制限に服することがあるといふこととございまして、その合理的な制限として罰則というのが決められておるわけでございします。

それで、ただいまいろいろ犯罪者のケースをお尋ねでございしますけれども、これにつきましては旅券法の十三条において旅券の発給をしないことができるケースを第一号から五号まで具体的に定めておるわけでございします。したがしまして私どもとしては、十三条に規定する発給等の制限は先ほど申し上げました公共の福祉のために課されることのある合理的な制限であるといふことで、そういう十三条に該当するようなケースにつきましては発給申請を受理しない、あるいは発給を拒否するといふことをやっておるわけでございします。

○和田(一)委員 大臣、今答弁をお聞きになつておられたと思うのですが、私は、これだけたくさん人が出入りするようになって、それに伴つて犯罪も非常にふえてきています。そういう中で大臣自身もされるこの旅券の発給について、やはり外国へ行つて悪いことをしそうな傾向のある人、つまり国内において犯罪歴がいつぱいある、そしてそれも凶悪な犯罪歴であるとか密貿易をやつていたりとか麻薬に関係していたとか、あるいはピストルや何かそういうものを不法に所持していたとか、こういうことが明らかになつていふような人を制約していく必要はもうあるんじゃないかと私は思ふんです。

憲法は公共の福祉に反しない限りの前提において移動の自由を認めているわけなんですから、そ

ういう意味で明らかに国の内外の公共の福祉に反する者なるに對して余り自由に入出入りさせない方がよいという思いがあるのですが、大臣、これはどうでしょう、こういう考えはいけませんか。

○荒政府委員 ただいま委員御指摘のようなケースにつきましては、具体的に申請がある段階におきましては、渡航期間あるいは渡航目的あるいはその理由とすることを記載しました書類を提出させる、あるいは判決のある場合におきましては、判決謄本の提出を求めて、関係省庁とも協議をしつつ慎重に発給の可否を決定しておるわけでございます。

一つの例でございますけれども、例えば刑の執行猶予であるとか保護観察中の者からかなり旅券発給申請があるわけでございますけれども、そういうものに対して、平成三年度の数字をたまたま持っておるわけですが、百六十五人に對しては発給申請を受理しないという決定をしております。

○和田(一)委員 わかりました。全然チェックなしというのではなくそういう意味でのチェックがあるというならば、そのチェック機能をやはり時と場合によつては強めていくということは、私は必要ではないかと感じております。

一つ伺いたいのですが、最近逆に、海外へ出かけていって、いろいろ盗難に遭う、傷害事件に巻き込まれる、こういう方もおるわけなんです、日本の国内ならば保護者がついていられるという方が一人で行きたい、例えば精神的に保護を必要とする、あるいは入院を必要とするというふうな人でも、これは申請があればやはり出すのですか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。

旅券法で先ほど申し上げました発給制限をし得る場合に該当する場合には発給しませんけれども、それに該当しない場合には、例えば委員御指摘の精神障害がある者についても、これは国民の渡航の自由との非常に微妙なバランスの問題でございますけれども、発給制限が法律に書いてあるケースに該当しない場合はやはり発給せざるを得ないと申しますか、発給をしておるということでございます。

ございいます。

○和田(一)委員 大体伺いたいことは伺いましたが、もう一つお聞きしたいのは、ICAO、国際民間航空機関というのがある、そこが旅券の標準を決定し各国に採用を勧奨した、我が国もこれに基づいて今度はMRPの開発をしてきたようですが、このICAO、国際民間航空機関というのはどういう性格のものでしょうか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。

国際民間航空機関は、国際間の航空輸送の円滑さとその面における各国間の協力を推進することを目的として設立されました政府間の機関でございます。

○和田(一)委員 我が国から当然この機関にはメンバーとして入っているわけですね。それはわかりました。

今まで旅券というのはそれぞれの国でまちまちな規格で、日本は日本、アメリカはアメリカという旅券でずっと来ていたのをここへ来てこういう機関が基準を、標準を決定して、そして各国に向けて勧奨をしてきたというふうな、そんな権限があるのかなと私はちょっと思ったものですが、伺ったのですが、これはそういう意味で各国がそこへ人を出して、合意して、そしてこういうことを決めてきた、こう理解してよろしいのですか。

○荒政府委員 お答え申し上げますけれども、機械読み取り旅券を例に申し上げますが、これにつきましては、国際民間航空機関が一九八〇年にガイドラインという一つのサジェスションとして打ち出した国際的な統一規格でございます。その他、国際間の航空業務の円滑化を図る、あるいは観光促進あるいは旅行者の便宜を図るために、いろいろ勧告というのをやっておるわけでございす。

○和田(一)委員 最後になるかもしれませんが、査証、ビザですね、査証というのはどういう意味合いのものでしょうか。

○荒政府委員 お答え申し上げます。

現在、我が国の国内法、外務省設置法も含めまして査証の定義はないわけでございすけれども、一般的に申しますと、現在いづれの国におきましても、外国人が当該国に入国する場合には、有効な旅券及び査証を保持することが入国の条件となっていることとございす。

そこで、査証といふものは、ある国の国民がもう一つ別の国に渡航したいというときに、渡航先国があらかじめ審査としてその者が有効な旅券を所持しているか、またその渡航目的が妥当であるかということ審査するものでございまして、その証拠に証印ということを押すわけでございす。

○和田(一)委員 北方四島で従来査証が必要なために、そういった査証をとって渡航するということは厳にやめてくれと外務省は強く渡航希望者に言っておりましたが、その査証はなくなったというふうな聞いておるわけですね。それが先ほどのお話ではそういった新しい制度の中で四月からそれが実施できる、こういうことになりましたと、予想される渡航のケースというのは非常に楽になるのではないかと申すのです。特に我々国会議員が四島を視察に行きたいなんともいって、外務省は頑として、そんなことはとんでもない、そういうことをやればそれこそ北方四島の主権がロシアにあるような形になるからという意味合いで、これはノーと言つてこられた。

よくわかるのです。そのことはよくわかるのですが、今度はそれがなくなったということになれば、これはそういう意味では非常に楽に行けるようになる、こう感じておるのですが、四月以降そういう意味では条件さえ整えば、向こうの受け入れ態勢もあるでしょうけれども、非常に自由国民が行けるような雰囲気になってきた、こう理解してよろしいですか。さつき細かい説明がありましたが、そういう関係者以外はまだ無理なんだということはわかっておりますけれども、関係者なら行けると、こう理解してよろしいですか。あの中には国会議員も入っていましたか。

○佐藤(憲)政府委員 ただいまの先生の御質問の趣旨は北方四島の無査証交流の件だと思ひます。さきに政府委員から御説明申し上げましたとおり、ゴルバチョフ前大統領が来日された際に日ソ間で一つの合意事項として取り決めたものでございす。御説明申し上げましたとおり、ある一定の枠の中で交流を促進していくというところでございすから、今先生が御指摘になったとおり、従来に比して一層北方領土との間の交流が促進されるということは御指摘のとおりだと思ひます。

○和田(一)委員 時間になりました。終わります。

○麻生委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

本日の質問者に申し上げます。

お約束どおり時間をきっちり厳守していただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

○麻生委員長 これより本案に対する討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○麻生委員長 起立給。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○麻生委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○麻生委員長 次に、投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求め、被害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第五十九号)の締結について承認を求め、件及び北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求め、件の各件を議題といたします。

これより各件について政府より提案理由の説明を聴取いたします。渡辺外務大臣。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求め、件

被害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第五十九号)の締結について承認を求め、件

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求め、件

(本号末尾に掲載)

○渡辺(美)國務大臣 ただいま議題となりました投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求め、件の各件について承認を求め、件

この協定につきましては、日・トルコ間の投資促進を図るための投資受け入れ環境整備の一環として、我が国との間で投資保護協定を締結することについてのトルコ側の強い希望を受け、昭和六十二年二月以来、両国政府間で交渉を行いました結果、平成四年二月十二日にアンカラにおいて、両国政府の代表者の間で署名が行われた次第であります。

この協定は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項について最恵国待遇を相互に与えているほか、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動

動に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用、国有化等の措置のとられた場合の補償、送金等の自由、投資紛争解決のための手続等について定めております。

この協定の締結により、我が国とトルコ共和国との間の投資の増加並びに経済関係の拡大及び緊密化が促進されるものと期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求め、件

次に、被害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第五十九号)の締結について承認を求め、件

この条約は、昭和五十八年六月にジュネーブで開催された国際労働機関の第六十九回総会において採択されたものであります。

この条約は、被害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的として、被害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施すること等について定められております。

我が国がこの条約を締結することは、被害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め、件

次に、北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求め、件

我が国を含む北太平洋のサケ・マス等の主要な母川国は、これまで、昭和五十四年に改正された日米加漁業条約及び昭和六十年に発効した日ソ漁業協力協定の枠組みのもとでサケ・マスの保存を図ってきましたが、近年の漁業資源の保存に関する国際的な関心の高まりを背景として、資源保存の強化という観点から、枠組みの見直しが必要とされるに至りました。このような状況のもとで、

政府は、平成二年十月以来、カナダ、ソ連邦及び米国との間で、新たな条約の締結につき交渉を行いました結果、その後のソ連邦の解体に伴うロシア連邦を原締約国とするための修正を含め、最終的な合意を見るに至りましたので、平成四年二月十一日にモスクワにおいて、我が国、カナダ、ロシア連邦及び米国の四か国政府の代表者の間でこの条約に署名を行うに至った次第であります。

この条約の主な内容として、まず、北緯三十三度以北の北太平洋及び接続する諸海のうち距岸二百海里以内の公海水域におけるサケ・マス漁獲の禁止、混獲の最小化及び混獲により採捕されたサケ・マスの船上保持の禁止等を定めております。また、規制の実施につきましては、臨検・拿捕までは他の締約国にも認めますが、逮捕された人及び拿捕された船舶は、それらが所属する国に引き渡されること、そのような引き渡しを受けた国のみが裁判管轄権を有すること等を定めております。

この条約の締結によりまして、我が国を母川国とするサケ・マスの保存が一層効果的に確保されることが期待されるほか、各国の距岸二百海里内の水域におけるサケ・マス漁業を禁止すべしとの主張を排除し、我が国サケ・マス漁業者による安定的操業の継続の道が維持されることとなります。

よって、ここに、この条約の締結につき御承認を求め、件

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○麻生委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は後日に譲ることとし、

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求め、件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とトルコ共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、両国間における資本及び技術の交流を促進するため、平成四年二月十二日にアンカラで、投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定

日本国及びトルコ共和国は、両国間の経済的協力を強化することを希望し、投資及び投資に関連する事業活動についての待遇を良好なものとするに並びに投資財産の保護を図ることを通じて、それぞれの国の国民及び会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、

投資の促進及び保護が、両国の経済を利するよう資本及び技術の交流を促すこととなることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。

(a) 株式及びその他の形態の会社の持分

(b) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であって、投資に関連するもの

(c) 動産及び不動産に関する権利

(d) 特許権、商標権、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(4) 「会社」とは、有限責任のものであるが、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

1 各締約国は、関係法令に従ってその権限行使する権利を留保の上、他方の締約国の国民及び会社による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、当該他方の締約国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 1及び2の規定にいう「投資に関連する事業活動」は、次のものを含む。
(a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
(b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営
(c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理業とすることをその他の専門家の雇用

(d) 契約の締結及び履行

4 1及び2の規定は、いずれか一方の締約国に対し、第三国との間での相互主義に基づき又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の国民及び会社と与えることを義務付けるものと解してはならない。

5 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定めることができる。ただし、当該手続が2に定める権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

第四条

いづれ一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受ける。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法的手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ効果的な補償を伴うものである場合を除くほか、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の

対象としてはならない。
3 2にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相当する価額（最終的にとられることとなった措置が見通されたことによる当該市場価格の減少分を差し引かないものとする。）のものでなければならない。補償は、遅滞なく支払われなければならない。かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。補償は、実際に換価をすることのできるもので支払われなければならない。かつ、補償の支払の移転は、自由でなければならない。補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた日に直ちに支払われたとしたならば国民及び会社が置かれたであろう状況より不利でない状況に当該国民及び会社を置くような態様で、支払われなければならない。

第六条

いづれ一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、1から3までに定める事項に関し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

いづれ一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する活動に損害を被ったものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に関連して何らかの措置をとる場合には、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。この条の規定に基づいて何らかの支払が行われる場合には、当該支払は、実際に換価をすることのできるもので行われなければならない。かつ、当該支払の移転は、自由でなければならない。

いづれ一方の締約国の保証人が、当該一方の締約国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して当該一方の締約国の関係法令に従って引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該一方の締約国の国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国の保証人への移転並びにこれに関連して生ずる当該一方の締約国の国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国の保証人による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国の保証人に対し支払われる資金の移転については、第五条2から4まで、前条及び次条の規定を準用する。

第八条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、自己の行う投資に関連するものを当該他方の締約国の領域外又は領域内へ移転する自由を保証される。その移転には、次のものの移転を含む。

- (1) 収益
- (2) 貸付けの返済金
- (3) 売上金
- (4) 投資財産の全部又は一部の清算の価額
- (5) 第五条の規定に従って支払われる補償
- (6) 第六条の規定に従って行われる支払

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自国の法令に従い、かつ、国際通貨基金協定の締約国である限り同協定に従って、為替制限を課することができる。

第九条

この協定は、いずれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても、適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

1 いずれか一方の締約国と他方の締約国の国民又は会社との間の紛争であつて当該他方の締約国の国民又は会社による当該一方の締約国の領域内における投資に関するものは、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。この1の規定は、当該他方の締約国の国民又は会社が当該一方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。当該他方の締約国の国民又は会社が行う投資から生ずる法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合には、当該一方の締約国は、両締約国が千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締約国である限り、当該他方の締約国の国民又は会社の要請に基づき、同条約の規定に従い紛争を調停又は仲裁に付託することに同意する。同条約の規定に従い調停又は仲裁に付託された紛争の各当事者は、同条約第六十一条の規定に従つて当該調停又は仲裁の手續の費用を負担する。

2 いずれか一方の締約国の国民又は会社は、当該一方の締約国の国民又は会社が行う投資から生ずる法律上の紛争に關し他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、当該紛争を1に規定する仲裁に付託することができない。

3 いずれか一方の締約国の会社が行う投資から法律上の紛争が生ずる場合において、当該一方の締約国の会社が当該一方の締約国に対して当該紛争を調停又は仲裁に付託することを要請し、かつ、その要請の日に当該一方の締約国の会社が他方の締約国の国民又は会社により支配されているときには、当該一方の締約国の会社は、この条の規定の適用上、他方の締約国の会社として取り扱ふ。

第十二条

1 いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが当該第三国の会社に適用される場合を除き、次の待遇を与えられる。

(1) 第二条2に定める事項に關し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三条、第五条1から3まで、第六条及び第九条に定める事項に關し、当該他方の締約国の国民若しくは会社又は第三国の国民若しくは会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇

2 1にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことのできるような程度の利益をいう。いずれか一方の締約国の国民又は会社が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によつて決定される。

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国の行う申入れに対し好意的な考慮を払ふものとし、また、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の三十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に對し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

いづれ一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に關連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入境し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入境、滞在及び居住に係る申請に對し、自国の關係法令に従い、好意的な考慮を払ふ。

第十五条

1 この協定のいかなる規定も、著作権に關し、いかなる権利も許し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれ一方の締約国が他方の締約国に對して負う義務を害するものと解してはならない。

第十六条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間

効力を有するものとし、3に定めるところにより終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に對して文書による予告を与へることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後のいつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に關しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十二年二月十二日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

山口洋一

トルコ共和国のために

ケマル・カバタシュ

議定書

投資の相互促進及び相互保護に關する日本国とトルコ共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定第三条2の規定にかかわらず、いづれか一方の締約国が次に掲げる事項に關して他方の締約国の国民及び会社に与える待遇は、第三国の国民及び会社に對して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

(a) いずれか一方の締約国の航空機登録原簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項、船舶の国籍に關する事項又はその国籍から生ずる事項並びに船舶又は船舶に關する利益の取得

(b) 不動産の取得と關係のあるあらゆる事項

(c) 既に支店を設置した銀行の追加的な支店の設置と関係のあるあらゆる事項

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十二年二月十二日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

山口洋一

トルコ共和国のために

ケマル・カパタシュ

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について承認を求めの件

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則及びその実施について定め、もって障害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)
国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百八十三年六月一日にその第六十九回会期として会合し、

千九百五十五年の職業リハビリテーション(障害者)勧告及び千九百七十五年の人的資源開発勧告に定める現存の国際基準に留意し、

千九百五十五年の職業リハビリテーション(障害者)勧告が採択された後、リハビリテーションの必要性に対する理解、リハビリテーション事業の範囲及び組織並びに同勧告が対象としている問題に関する多くの加盟国の法令及び慣行に著しい進展が見られたことに留意し、

国際連合総会が千九百八十一年を「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年と宣言したこと並びに包括的な障害者に関する世界行動計画が、社会生活及び発展への障害者の「完全参加」並びに「平等」という目標の実現のため国際的及び国内的に効果的な措置をとるためのものであることを考慮し、

これらの進展の結果、すべての種類の障害者が雇用され、かつ、社会において統合されるようにするため、農村及び都市の双方においてこれらの障害者に対して機会及び待遇の均等を確保する必要性を特に顕著としたこの問題に関する新たな国際基準を採択することが適当となったことを考慮し、

前記の会期の議事日程の第四議題である職業リハビリテーションに関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることとを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百八十三年の職業リハビリテーション及び雇用(障害者)条約と称することができ、これを千九百八十三年六月二十日に採択する。

第一部 定義及び適用範囲

第一条

1 この条約の適用上、「障害者」とは、正當に認定された身体的又は精神的障害のため、適当な職業に就き、これを継続し及びその職業において

て向上する見通しが相当に減少している者を含む。

2 この条約の適用上、加盟国は、職業リハビリテーションの目的が、障害者が適当な職業に就き、これを継続し及びその職業において向上することを可能にし、それにより障害者の社会における統合又は再統合の促進を図ることにあると認める。

3 加盟国は、この条約を、国内事情に適し、かつ、国内慣行に適合する措置によって適用する。

4 この条約は、すべての種類の障害者について適用する。

第二部

第二章

加盟国は、国内事情及び国内慣行に従い、かつ、国内の可能性に応じて、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討する。

第三条

前条の政策は、すべての種類の障害者に対し職業リハビリテーションに関する適当な措置が利用できるようにすることを確保すること及び開かれた労働市場における障害者の雇用機会の増大を図ることを目的とする。

第四条

第二条の政策は、障害者である労働者その他の労働者との間の機会均等の原則に基づくものとする。障害者である男女の労働者の間における機会及び待遇の均等は、尊重されなければならない。障害者である労働者その他の労働者の間の機会及び待遇の実効的な均等を図るための特別な積極的措置は、他の労働者を差別するものとみなしてはならない。

第五部

第五条

代表的な使用者団体及び労働者団体は、第二条の政策の実施(職業リハビリテーションに関する

活動に従事する公的機関と民間団体との間の協力及び調整を促進するためにとられる措置を含む)に関して協議を受ける。また、代表的な障害者の及び障害者のための団体も、協議を受ける。

第三部 障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する事業の発展のための国内的な措置

第六条

加盟国は、法令又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、第二条から前条までの規定を実施するために必要な手段をとる。

第七条

権限のある機関は、障害者が職業に就き、これを継続し及びその職業において向上することを可能にするための職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業その他関連の事業を実施し及び評価するための措置をとる。労働者全般のための現存の事業は、可能かつ適当な場合には、必要な調整を行った上活用する。

第八条

農村及びへき地の社会における障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する事業の確立及び発展を促進するための措置がとられるものとする。

第九条

加盟国は、障害者の職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業を担当するリハビリテーションのカウンセラーその他の適当な能力を有する職員を訓練すること並びにこれらの職員が利用されることを確保するよう努める。

第四部 最終規定

第十条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十一条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に

登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十二条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。
2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了することにより、この条約に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十三条
1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十四条
国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第十五条
国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十六条
1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に

別段の規定がない限り、
(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十二条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十七条
この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百八十八年六月二十二日に閉会を宣言されたその第六十九回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十八年六月二十二日に署名した。

総会議長
J・B・ボルジャー
国際労働事務局長
フランシス・プランシャル

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求め、件の北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め、

理由
政府は、北太平洋における潮河性魚類の系群の

保存に関する国際協力の促進を図るため、平成四年二月十一日にモスクワで、北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約
この条約の締結国は、
北太平洋における潮河性魚類の系群が、主としてカナダ、日本国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の河川その他の水域に発生することを認め、これらの系群が、北太平洋の一部の区域で混交していることを認め、
潮河性魚類の系群の発生する河川その他の水域の所在する国が、当該系群に關し第一義的利益及び責任を有することを認め、
潮河性魚類の系群の漁業が、領海の幅を測定するための基線から二百海里以内の水域においてのみ行われるべきであることを認め、
潮河性魚類の系群の母国が、当該系群の保存及び管理のための良好な条件を設けるため、費用を支出し及び経済開発の機会を見送っていることを認め、
北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための科学的調査の重要性を強調し、
北太平洋における潮河性魚類の系群及び生態学上これに関連する種に関する科学的情報の取得、分析及び頒布を促進することを希望し、
北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための努力を調整することを希望し、
北太平洋における潮河性魚類の系群の保存を促進するための効果的な国際協力の機構を設立することを希望して、
次のとおり協定した。

の基線から二百海里の外側に位置する水域とする。この条約の下での活動は、科学的な目的のためには、北太平洋及び接続する諸海であって領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域において、条約区域の南に及ぶことがあることが了解される。

第二条

この条約の適用上、
1 「潮河性魚類」とは、附属書のIに掲げる潮河性魚類の魚類であって条約区域内に回遊するものをいい、また、「潮河性魚類の系群」とは、当該魚類の系群をいう。
2 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動物植物(海産哺乳動物及び鳥類を除く。)をいう。
3 「漁獲」とは、次の(a)及び(b)をいう。
(a) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動
(b) (a)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業
4 「対象とする漁獲」とは、特定の魚種又は特定の魚種の系群を対象とする漁獲をいう。
5 「混獲」とは、ある魚種又はある魚種の系群を対象とする漁獲を行っている間に、他の魚種又は他の魚種の系群を採捕することを含む。
6 「生態学上関連する種」とは、条約区域に存在する潮河性魚類の系群と関連を有する海産生物の種(当該系群を捕食する生物及び当該系群のえさとなる生物の双方を含むが、これらに限られない。)をいう。
7 「原締結国」とは、第十七条1に規定する国をいう。ただし、当該国がこの条約の締結国である場合に限る。

第三条
1 条約区域において、
(a) 潮河性魚類を対象とする漁獲は、禁止する。
(b) 潮河性魚類の混獲は、附属書のIIの規定に従い、可能な最大限度まで最小のものにとど

める。

(c) 溯河性魚類以外の魚類を対象とする漁獲を行つてゐる間に混獲により採捕された溯河性魚類を漁獲を行う船舶上に保持することは、禁止する。また、そのようにして採捕された溯河性魚類は、直ちに海に戻されるものとす

2 1の規定は、第七条の規定に従つて行われる科学的調査を目的とする漁獲には、適用しない。

3 締約国は、単独で又は共同して、国際法及びそれぞれの国内法に従い、この条約に規定された禁止事項に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に關与した者を処罰するため、適切な措置をとる。

第四条

1 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による漁獲の活動に關する事項であつて条約区域内での溯河性魚類の系群の保存に不利な影響を与える可能性があるものについて、当該国又は団体の注意を喚起することに同意する。

2 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶が行う漁獲の活動に關し、当該国又は団体がこの条約の規定に合致する法令を制定し及びこの条約の目的達成に協力することを奨励することに同意する。

3 各締約国は、自国の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な措置をとる。

4 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体がその国民、住民又は船舶による条約区域における溯河性魚類を対象とする漁獲を防止し及び当該魚類の混獲を最小化するよう、国際法及びそれぞれの国内法に合致する措置をとることに協力する。

第五条

1 各締約国は、自国の国民及び自国の旗を掲げ

る漁獲を行う船舶がこの条約の規定を遵守することを確保するため、すべての必要な措置をとる。

2 いずれの締約国も、条約区域において、次の規定に従い、この条約の規定を実施することが

(a) いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、この条約の規定を実施するため、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び船上にある人に対して質問することを目的として、他の締約国の船舶であつて溯河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の混獲に従事していると信するに足りる相当の理由があるものに乗船することができ、その検査及び質問に当たつては、当該船舶の被る妨げ及び不便を最小のものにしなければならぬ。当該公務員は、船長の要求があつたときは、各自の政府が発行した身分証明書

(b) (a)に規定する公務員は、前記の人又は船舶が、現にこの条約の規定に違反して操業に従事しているとき又は当該公務員が乗船する前にそのような操業に明らかに従事したと信するに足りる相当の理由があるときは、その人を逮捕し、又はその船舶を拿捕することができ、そのものとし、また、必要な場合には、更に状況を調査することができ、当該公務員の所属する締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国にその逮捕又は拿捕を速やかに通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が相互に合意する場所での人又は船舶をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、その通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができないときは、通告を行つた締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国の権限を有する公務員が引渡しを受けるまで、条約区域内又はいずれかの適当な港(当該通告を行う締約国がこの条約の他の締約国に対し

通報を行うことによつて事前に特定した港であつて、当該通報を受領の後六十日以内に異議が出されなかったものに限る。)において当該逮捕又は拿捕を継続することができ、

(b)の通告を受領した締約国が引渡しを受けたいときは、当該締約国の権限を有する公務員は、違反に対する適切な措置(裁判を含むが、これに限られない。)に要する証拠を得るために必要な調査を行うとともに、前記の人又は船舶がこの条約の規定に違反する操業を更に行うことを防止するために、当該漁期の残余の期間につき必要な措置を直ちにとる。

(c) 当該措置には、当該船舶への取締官の配置、当該船舶が操業を許可されている区域の制限又は当該船舶の条約区域からの排除を含めることができる。

(d) 前記の人又は船舶の所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができ、違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判官の権限を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。また、当該裁判官の権限を有する締約国の行政当局は、これらの証人及び証拠を考慮し及び、適当な場合には、これらを利用しなければならない。この条約の締約国の関係法令に規定される刑は、第九条3の規定により北太平洋溯河性魚類委員会が行う提案を考慮して、違反の重大性に対応するものとしなければならない。

3 締約国は、自国の漁獲を行う船舶が、いずれかの締約国の正当に権限を有する公務員により2の規定に従つて行われる当該船舶への乗船及び当該船舶の検査を許容し及び助けること並びに当該公務員による取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。

第六条

1 締約国は、この条約の規定に違反する活動に

関する情報の交換について協力する。

2 締約国は、この条約の規定に違反して採捕された溯河性魚類に關する取締行為及び事件の処理に關する情報の交換について協力する。

3 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による条約区域における溯河性魚類を対象とする漁獲及び当該魚類の混獲に關する情報の交換について協力する。

第七条

1 締約国は、溯河性魚類の系群の保存の目的のために、北太平洋及び接続する諸海であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域における科学的調査(適当な場合には、他の生態學上關連する種の科学的調査を含む。)の実施について協力する。

2 条約区域における漁業及び科学的調査に關し、締約国は、適当な場合には、生物統計情報、漁業資料(漁獲量及び漁獲努力に係る統計を含む)、生物学標本及びこの条約の目的に關する他の關連資料の収集、報告及び交換について協力する。

3 第一条の規定にかかわらず、締約国は、北太平洋溯河性魚類委員会の要請があるときは、当該委員会に対し、条約区域に接続する区域(当該区域から溯河性魚類の系群が条約区域内に回遊する場合に限る。)について採捕及び増殖に係る情報、生物学標本等の資料並びに溯河性魚類の系群及び生態學上關連する種に係る他の技術的資料又は情報を提供する。

4 締約国は、溯河性魚類の系群及び適当な場合には生態學上關連する種の科学的調査を目的として条約区域における漁獲情報を収集するため、科学視察員計画を含む適当な協力計画を策定する。

5 締約国は、セミナー、研修会及び適当な場合には科学者の交換等この条約の目的を達成するために必要な科学的交流について協力するよう努める。

6 締約国は、条約区域において自国の国民又は

船舶が溯河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の高い水準の混獲を伴う科学的調査計画を実施する場合には、すべての締約国が適当な科学的検討を行えるように、当該調査の実施の前に十分な時間的余裕をもって当該計画を北太平洋溯河性魚類委員会に提出する。母川国であるすべての締約国(当該計画を提出した締約国を除く。)が当該委員会から当該計画を受領した後三十日以内に、当該計画に伴う漁獲を第三条1(a)又は(b)の規定の違反とみなすことを当該委員会に通告した場合には、当該委員会が別段の決定を行うまでの間、当該計画は、実施してはならない。

7 締約国は、科学的調査を目的とする溯河性魚類の採捕が科学的計画の必要性及びこの条約の規定に合致するものでなければならぬことに同意する。条約区域における科学的調査に関連して採捕された溯河性魚類の漁獲量は、九箇月以内に北太平洋溯河性魚類委員会に報告されるべきである。

第八条

1 北太平洋溯河性魚類委員会(以下「委員会」という。)と称する国際機関を設立する。

2 委員会は、条約区域における溯河性魚類の系群の保存を促進することを目的とする。

3 委員会は、条約区域における生態学上関連する種の保存に関連する事項を審議することができ、

4 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関係締約国との間で合意するところによる。

5 委員会の本部は、カナダのヴァンクーヴァー又は委員会の決定する他の場所に置く。

6 委員会の公用語は、英語、日本語及びロシア語とする。

7 各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができ、これらの代表は、委員会の会合に専門家及び顧問を同伴することができる。

8 委員会は、必要と認める補助的機関を設置する。

9 委員会は、事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置する。

10 各締約国は、委員会において一の票を有する。

(a) すべての重要事項に関する委員会の決定は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の意見の一致によって行う。

(b) 他のすべての事項に関する委員会の決定は、賛成又は反対の投票を行うすべての締約国の票の単純多数による議決によって行う。

(c) 条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるいずれかの締約国が重要であると認める事項は、重要事項とされる。

11 委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であってはならない。

12 委員会の議長は、委員会の本部又は委員会が決定する他の場所において委員会の通常年次会合を招集する。

13 委員会は、委員会が決定する時期及び場所において少なくとも毎年一回会合する。

14 通常年次会合以外の委員会の会合は、いずれかの締約国が他の一の締約国の同意を得て要請する場合には、議長が決定する時期及び場所において招集することができる。ただし、これら二の締約国のうち少なくとも一箇国が原締約国であることを条件とする。

15 委員会は、その手続規則を採択する。

16 委員会は、その財政規則を採択する。

第九条

1 委員会は、次に掲げる権限を有する。

1 条約区域における溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存のための措置を締約国に勧告すること。

2 この条約の規定に違反する活動、特に、第三条の規定に違反する溯河性魚類の漁獲及び取引に関する活動並びにそのような活動に対処とられた措置であつて締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体によってとられたものに関する情報交換を促進すること。

3 この条約の規定に違反する活動に対する同等の刑の細目の制定について審議し及び締約国に提案すること。

4 この条約の規定に違反する漁獲の結果、母川国が被るることのある損害を救済するための可能な手段を審議し、及びこのためにこの条約の規定に違反して採捕されることのある魚類の発生地を特定する方法を開発すること。

5 第五条の規定に従つて締約国によりとられた取締行為について検討し及び評価すること並びにこの条約の規定の実効的かつ積極的な実施を確保するために締約国がとるべき追加的な措置を勧告すること。

6 溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する科学的調査を実施し並びに当該系群及び当該種に関する科学的資料(当該系群の発生地を特定する資料を含む。)の収集、交換及び分析を調整するために、締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体の活動について漁獲量及び漁獲努力に係る情報の交換を促進し、並びに溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関し締約国間の協力のための場を設けること。

7 溯河性魚類の製品が合法的に採捕された魚類に由来するものであることを証明する原産地証明書に係る計画の制定について審議し及び締約国に提案すること。

8 溯河性魚類の系群及び適当な場合には生態学上関連する種に関する条約区域における科学的調査活動に関し、締約国に勧告すること。

9 適当な場合には、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的助言を含む入手可能な最善の情報を取得することを目的として、関係国際機関と協力すること。

10 適当な場合には、条約区域における溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関する事項について委員会と協議を行うため、この条約の締約国でない国又は団体を招請すること。

11 この条約及びこの条約の附属書の改正を勧告すること。

12 条約区域における溯河性魚類の混獲を回避し又は減少させるための措置を勧告すること。

13 この条約の目的の達成を促進するために必要な措置を締約国に勧告すること。

第十条

1 事務局長は、委員会により任命され、事務局の業務を監督する。

2 事務局は、次に掲げる任務を行う。

(a) 委員会に対して事務的役務を提供すること。

(b) この条約に係る溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する統計及び報告を編集し及び頒布すること。

(c) この条約の他の規定に基づく職務又は委員会が決定することのある職務を遂行すること。

3 事務局長及び職員の雇用条件は、委員会が決定する。

4 事務局長は、委員会が承認する職務要件に従つて事務局職員を任命する。

第十一条

1 各締約国は、自国の代表、専門家及び顧問のために要する費用を支払う。委員会に要する費用は、締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。

2 委員会は、年次予算を採択する。事務局長

は、予算案が審議される委員会の会合の六十日前までに、分担金の額の表とともに予算案を締約国に送付する。

3 予算は、締約国の間に均等に割り当てる。

4 事務局長は、各締約国に分担金の額を通告する。分担金は、当該通告が行われた日の後四箇月以内に、委員会の本部が所在する国の通貨で支払う。

5 連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、その義務を履行するまでの間、第八条10の決定に参加する権利を有しない。

6 委員会の会計は、委員会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。

第十二条

1 いずれの締約国も、附属書を除くこの条約の改正をいつでも提案することができる。

2 三分の一以上の締約国が1の規定により提案された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。

3 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

第十三条

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。すべてこの条約」というときは、附属書を含むものと了解する。

2 この条約の附属書は、第九条11の規定により委員会が行った附属書の改正の勧告を、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の政府が受諾することにより改正されたものと認める。

(a) 附属書の改正は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国である締約国については、委員会が当該系群の母川国であるすべての締約国から改正に関する受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。

(b) 母川国でない締約国が附属書の改正を(a)に規定する日以前に受諾した場合には、当該改正は、当該(a)に規定する日に当該締約国につ

いて効力を生ずる。母川国でない締約国が附属書の改正を(a)に規定する日の後に受諾する場合には、当該改正は、委員会が当該締約国から改正に関する受諾の通告を受領した日に当該締約国について効力を生ずる。

第十四条

3 委員会は、附属書の改正に関する受諾の通告を受領した日をすべての締約国に通報する。

第十五条

この条約のいかなる規定も、この条約の締約国が締約国となつてゐる条約その他の国際的な合意に基づく権利及び義務に関する当該締約国の立場又は見解並びに海洋法の諸問題に関する当該締約国の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

第十六条

この条約の原本は、寄託政府であるロシア連邦政府に寄託する。寄託政府は、その認証謄本を他のすべての署名国及び加入国に送付する。

第十七条

1 この条約は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の主要な母川国であるカナダ、日本、ロシア連邦及びアメリカ合衆国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、前記の四箇国により各自の国内法上の手続に従い批准され、受諾され又は承認されなければならない。四番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第十八条

この条約の効力発生後、他の国は、原締約国の全会一致の招請によりこの条約に加入することができる。この条約は、当該他の国に対しては、当該他の国の加入書の寄託の日に効力を生ずる。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け

てこの条約に署名した。

千九百九十二年二月十一日にモスクワで、ひとしく正文である英語、フランス語、日本語及びロシア語により原本一通を作成した。

附属書

I 魚種

しろぎけ(オンコリンカス・ケタ)
ぎんぎけ(オンコリンカス・キジューチ)
からふとます(オンコリンカス・ガルブーシヤ)
べにぎけ(オンコリンカス・ネルカ)
ますのすけ(オンコリンカス・チャウイーチャ)

さくらます(オンコリンカス・マソウ)
スチール・ヘッド(オンコリンカス・ミキス)

II 混獲

1 溯河性魚類以外の魚類の漁業は、溯河性魚類の混獲を相当に低い水準に減少させるため、当該混獲を可能な最大限度まで最小なものとするような時期、区域及び態様で行う。

2 二又は三以上の締約国が第八条の規定に基づき設立された委員会に対して、他の締約国の国民又は船舶がこの附属書の規定に違反して条約区域で漁業を行つてゐると信ずる旨を通告した場合、委員会は、できる限り速やかに通告された事項につき審議するための特別会合を招集する。委員会に通告を行つた締約国は、当該通告の基礎となつた情報を提示する責任を有する。通告の対象となつた漁業を行つてゐる国民又は船舶が所屬する締約国は、当該漁業がこの附属書の規定に違反して行われてゐるものではないことを立証する責任を有する。満足する立証が行われなかつたとき委員会が決定する場合には、当該漁業は、この附属書の規定に合致して行われることが立証されるまでの間、停止される。

カナダのために

マイケル・リチャード・ベル

日本国のために

茂田 宏

ロシア連邦のために

フィヨードル・シエロフ・コヴェジャエフ

アメリカ合衆国のために

ジェームス・フランクリン・コリンズ

第一類第四号

外務委員会議録第三号

平成四年三月六日

平成四年三月十七日印刷

平成四年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局